

J A 柳川のご案内

令和4年度ディスクロージャー誌



J A 柳川

目 次

I. ごあいさつ	1
II. 組合の沿革・歩み	2
III. 経営方針	
1. 経営理念	4
2. 経営方針	4
IV. 概況及び組織に関する事項	
1. 業務の運営の組織	7
◆組織機構図	7
◆組合員数及びその増減	8
◆出資口数及びその増減	8
◆組合員組織の概況	9
◆地区一覧	9
◆職員数	10
2. 理事及び監事の氏名及び役職名	10
◆役員一覧	10
3. 会計監査人の名称	11
4. 事業所の名称及び所在地	11
◆店舗一覧	11
V. 主要な業務の内容	
1. 全般的な概況〔取組みとその結果・実績及び対処すべき課題〕	12
2. 各事業の概況〔活動・実績〕	13
◆信用事業	13
◆共済事業	18
◆農業・生活関連事業	20
VI. 事業活動に関する事項	
1. 農業振興活動	23
2. 地域貢献情報	23
3. 情報提供活動	23
4. リスク管理の状況	23
◆リスク管理の体制	23
◆法令等遵守体制	25
◆金融ADR制度への対応	27
◆金融商品の勧誘方針	28
◆個人情報の取扱い方針	29
◆内部監査体制	32
5. 自己資本の状況	32
◆自己資本比率の状況	32
◆経営の健全化の確保と自己資本の充実	32
VII. 直近の2事業年度における財産の状況に関する事項	
1. 決算の状況	33
◆貸借対照表	33
◆損益計算書	35
◆注記表	37
◆剰余金処分計算書	58

2. 計算書類の正確性等にかかる確認	58
3. 会計監査人の監査	59
4. 最近の5事業年度の主要な経営指標	59
5. 利益総括表	60
6. 資金運用収支の内訳	60
7. 受取・支払利息の増減額	60
8. 自己資本の充実の状況	61
VIII. 直近2事業年度における事業の実績	
1. 信用事業	79
◆貯金に関する指標	79
◆貸出金に関する指標	79
◆為替	83
◆有価証券に関する指標	83
◆有価証券の時価情報等	84
2. 共済事業	85
IX. 直近2事業年度における事業の状況を示す指標	
1. 利益率	87
2. 貯貸率・貯証率	87

1. ごあいさつ

皆様方には、日頃よりJA柳川をご利用頂き、誠にありがとうございます。

当JAをより深くご理解頂くため、ここに小冊子を作成いたしました。最近1年間の動きを中心にJAの概要、経営の現況などをご案内申し上げます。

農業およびJAグループをめぐる情勢については、国内の生産現場では、慢性的な労働力不足に加え、生産資材の価格が高止まりするなど農家経営はさらに厳しさを増しており、農業者減少の加速化が懸念されます。その為、生産コスト低減や生産コストを考慮した適正な販売価格の形成が強く求められています。

当組合では、第43回JA福岡県大会決議とJA柳川経営基本方針に沿って、組合員の意見や当組合の実態を踏まえたうえで策定した、中期3カ年経営計画（令和4年度～令和6年度）の2年目であります。その中で営農部門においては、最重要項目として「農業者の所得増大に向けた販売戦略と産地基盤づくり」「農業生産の拡大に向けた担い手づくり」「専門的人材育成と出向く営農指導体制づくり」を掲げており、特に「農業者の所得増大に向けた販売戦略と産地基盤づくり」では、既存の集出荷施設（CE、集荷場、水稻育苗所）の営繕による設備の機能向上に取り組み、スマート農業やデジタル化への対応による産地基盤を強化するとともに、「センドくん＝柳川農産物」の認知度アップのためのPR活動を実践し、有利販売と販路の拡大を図ります。また、所得向上には欠かせない高品質・高収量生産にも、更に一歩踏み込んだ指導を展開していきます。

「持続可能な農業」の創出に挑戦し、「組合員」と「役職員」が豊かな地域社会の発展と共に貢献するJAを目指し、事業運営に取り組んでまいります。自己改革に関する理解を更に深めていただくため、担い手農業者や准組合員を対象に常勤役員による対話活動を実施しました。「実践」から「浸透」へ自己改革を更に一歩進めるため、組合員の皆様との対話を大切に今後も取り組んでまいります。また、地域の次世代を担う組合員リーダーを育成する学びの場として開講した組合員大学も第2期講座がスタートし、新たに16名が基礎講座を修了しました。協同組合活動や地域、農業の発展に活躍する次世代リーダー育成に引き続き取り組んでまいります。

また、持続可能なJA経営基盤の確立・強化に向け、これまで検討を重ねてきた支所・事業所機能再構築につきましては、昨年度に定めた基本方針と実施項目に基づき優先順位の高い「共同利用施設の再構築」と「不採算事業の経営改善」から段階的に取り組んでいきます。

一方、世界情勢につきましては、昨今の世界的な人口増加による食料需要の拡大や、ロシア・ウクライナ情勢により、海外の原料調達競争はますます激化しています。また、コロナ禍の影響による世界的な物流混乱などにより、原油をはじめとするエネルギーや穀物等の価格が高騰しています。農業においても、コロナ禍で需要が完全に回復しない中、肥料をはじめ生産資材の価格が大幅に上昇しており、農業者の経営を圧迫し、営農継続へ重大な影響を及ぼすことが懸念されます。

このような状況の中、令和4年度においては、農業経営の安定化を図るため柳川市に生産資材高騰等に対する緊急要請活動や肥料価格高騰対策事業に取り組みました。

本年におきましても農業を取り巻く環境はより一層厳しい状況の中、役職員一体となってJA総合事業の展開による組合員の所得向上や、地域農業の振興と発展につながる営農体制の整備に努めるとともに、消費者に対して安全・安心な食料を安定的に供給し、健全経営に向けた効率的な事業運営や収益改善を目指してまいりますので、組合員の皆様の更なるご理解とご協力の程、宜しくお願い申し上げます。

最後に、福岡県、柳川市をはじめとする行政機関、関係各位のご支援、ご協力に対し心より厚く感謝申し上げますとともに、組合員皆様の益々のご健勝とご活躍を祈念申し上げ挨拶と致します。

令和5年7月

代表理事組合長 山田 英行

II. 組合の沿革・歩み

- 新生柳川農業協同組合発足
昭和60年4月、蒲池農業協同組合、昭代農業協同組合、柳川市農業協同組合、大和町農業協同組合、皿垣開農業協同組合の5つの農協が合併し、新生柳川農業協同組合が発足しました。
- 三橋町農業協同組合との合併
平成元年5月、三橋町農業協同組合と合併し、県下23構想の大型柳川農業協同組合が発足しました。
- J A統一マークの採用
平成3年全国農協大会において「農協21世紀への挑戦と改革」のスローガンのもとに麦穂マークもJ Aに変更イメージの一新に取り組むことが決議されました。
- 宅地建物取扱業務開始
平成6年2月より組合員の資産をより有利な条件で運用するため資産相談課を新設し、宅地建物取扱業務を開始しました。
- 営農センターの新規設立
平成7年4月より営農指導の強化、充実を図るため営農センターを新設しました。
- 店舗の統廃合
平成12年3月21日沖端出張所・東宮永出張所の柳川支所への統廃合を行いました。
- 介護福祉事業開始
平成12年4月1日より介護福祉法の制定に伴い、当J Aではヘルパーステーション「たんぼの会」による介護支援事業を開始しました。
- J A柳川寄覧館の新設
平成12年5月経済センターの店舗を増改築し、営業時間の延長による顧客のニーズに対応するため年中無休による店舗（愛称「J A柳川寄覧館」）を新設しました。
- 農産物直売所「ふれ愛の里」の新設
地域活性化を行うため、新鮮で安全な地元の農産物を地域消費者に供給することによって、消費者との交流を図り、地域の活性化に貢献するための農産物直売所（愛称「ふれ愛の里」）を平成12年12月23日オープンしました。
- 農家戸配送システムの導入
経済事業改革の一環として、平成16年7月より支所購買を廃止して購買事業を経済センターに一元化するとともに、配送業務を全農ふくれんに委託することにより、物流コストの削減を行い、組合員に価格メリットの還元を行いました。
- 葬祭事業の開始
平成17年4月より自宅葬を、7月には葬祭センター「おもひでホール」を新設し、会館葬を開始しました。
- 柳川農産物シンボルマーク「センドくん」の制作発表
平成20年2月柳川農産物を全国の消費者へPRするためのキャラクター「センドくん」の発表を行い有利販売へ向かってスタート致しました。

- 葬祭2号店開設
平成21年12月より葬祭センター「おもひでホール 柳川」を開設し組合員サービスの充実を図りました。
- 法事会館
平成22年10月より法事会館「偲ぶ庵」を開設し、組合員サービスの充実を図りました。
- 店舗の統廃合
平成24年5月1日西宮永出張所・両開出張所・柳川支所を統廃合して、新しい柳川支所を両開にオープンしました。中島出張所は、大和支所に統合し、駅前支店は、三橋支所に統合しました。
- デイサービスセンター
平成25年4月1日よりデイサービスセンター「たんぼぼ」を開設し、組合員サービスの充実を図りました。
- カントリーエレベーターの設備増強
平成27年3月、三橋カントリーエレベーターを改修、機能向上対策を行い、名称を「東部地区カントリーエレベーター」に変更しました。
- コインランドリーオープン
平成27年4月より、旧河童のお宿SS跡地に「センドくんランドリー」がオープンしました。
- いちご・アスパラ集出荷施設の新築
平成28年2月、いちご・アスパラ集出荷施設を新築しました。
- センドくんストアオープン
平成29年4月より、営農センターに園芸資材店舗「センドくんストア」がオープンしました。
- 南部地区カントリーエレベーターの新設
平成30年度、蒲池昭代カントリーエレベーター・柳川カントリーエレベーター・大和カントリーエレベーター・皿垣開カントリーエレベーター・大豆乾燥調製施設の5カ所の施設と機能を再編統合した南部地区カントリーエレベーターを新設しました。

Ⅲ．経営方針

1. 経営理念

〔経営理念〕

「地域とともに歩む J A 柳川」

〔経営ビジョン〕

私たちは『希望』と『やりがい』を持ち、『組合員』と『役職員』の対話によるつながりを大切にし、地域のリーダーとして農業とくらしを支える J A を目指します。

〔行動指針（J A 柳川 5 つの誓い）〕

- ＪＡ　ＪＡは、地域とのふれあいを大切にします。
- や　やる気と笑顔で、組合員と共に行動します。
- な　何事も大切にします、取り組みます。
- が　がんばる職場、夢ある職場をつくります。
- わ　私が先に応えます。いらっしゃいませ、こんにちは。

2. 経営方針

【営農部門方針】

第 43 回 J A 福岡県大会では、さらなる自己改革の着実な実践と浸透・定着の遂行が決議され、特に最重点課題として位置づけられた「農業者の所得増大」と「農業生産の拡大」について、今後においても農業者と深く向き合った取り組みが必要となります。

この大会決議と J A 柳川経営基本方針を受け、令和 4 年度～令和 6 年度中期 3 ヶ年経営計画では、『持続可能な農業創出』の分岐点として、これまで『実践』してきた自己改革を引き続き『浸透』させることが重要であり、そのためには、組合員、地域住民との関係を双方向の『対話』を通じて維持・強化しなければなりません。営農部門では以下の取り組みを実践します。

「農業者の所得増大に向けた販売戦略と産地基盤づくりを実現する取組」では、既存の集出荷施設（CE、集荷場、水稻育苗所）の営繕による設備の機能向上に取り組み、スマート農業やデジタル化への対応による産地基盤を強化するとともに、「センドくん＝柳川農産物」の認知度アップのための PR 活動を実践し、有利販売と販路の拡大を図ります。また、所得向上には欠かせない高品質・高収量生産にも、更に一步踏み込んだ指導を展開していきます。

「農業生産の拡大に向けた担い手づくりを実現する取組」では、地域農業の高齢化・後継者不足等の問題を解決すべく実質化された「人・農地プラン」と連携した「次世代総点検運動」を実施し、新規就農者の確保・育成に取り組み他、産地や集落営農の維持発展を図り、農業生産の拡大に努めます。

「専門的人材育成と出向く営農指導体制づくりを実現する取組」では、組合員へ出向く活動を強化するため、指導員の役割を認識し幅広い知識を兼ね備えた営農指導員のプロフェッショナル化に努めるとともに、全部署が連携した営農指導体制を構築します。

「農産物付加価値の拡大と需要開拓を実現する取組」では、柳川の風景が見える商品開発を地元企業と連携して取り組み、新たな販売形態による自立した加工事業を目指します。

「農産物直売所を強化し柳川の農業振興を実現する取組」では、毎日通いたくなる新たな直売所の構築を模索し、農家所得向上を目的とした新たな販売戦略の一環として取り組みます。

【経済部門方針】

経済部では、農家の持続可能な農業と組合員の豊かな暮らしを支援する取り組みを最重要課題として事業を進めます。

購買部門では、大型規格資材や銘柄集約による集中購買のメリット及びスマート農業関連の労力軽減資材導入促進の取り組みによりトータルコスト削減に努め農家所得の向上を図り、経済専任渉外担当者による利用率向上をめざします。また、環境問題に関心が高まっているなかで、自然に優しい農業資材の普及拡大に今後も更に進めていきます。

農機燃料部門では、農機4JAの共同事業の充実を図り、整備体制の強化と整備士技能向上によりスマート農業に対応できるようにします。また、燃料配送及びスタンド業務の効率化を確立します。脱酸素の世の中に対応するスタンドの在り方も今後検討します。

生活部門については、高齢化社会を踏まえた生活支援事業を行うため、葬祭介護事業に対する取り組み強化とサービスの充実を図っていきます。そのためには、顧客満足度の向上に努め、利用者と御家族の方より心から「笑顔であるがとうの言葉」を頂ける事業展開と健やかに安心して暮らせる地域社会づくりへの貢献を目指します。

【金融部門方針】

JAの金融事業は、大きな転換期を迎えており、信用事業、共済事業について、現在の推進体制を抜本的に見直す必要があります。令和5年度は、JA内部で各業務推進方法について合意形成を行い、将来への道筋をつける取り組みが必要です。

共済事業については、渉外職員を中心に、店舗一体となった推進体制の構築に取り組みます。まずは質の高い訪問活動を目指すため、徹底した3Q訪問でお客様より取得した情報からリスクを洗い出し、対応する保障の必要性を理解していただけるよう取り組みます。また、お客様に信頼と安心を与える訪問活動により共済事業実績向上を目指すため、何年も訪問していない多数のお客様に対して、管内の全戸訪問に力を入れます。渉外職員に対しては、各種研修や訪問前のロープレを実施するとともに、日報による行動管理を徹底します。

次に信用事業については、特に融資拡大に力を入れるため、まずは営農経済課と連携し、農業融資の伸張に取り組みます。また、住宅メーカー等へ積極的に訪問し、住宅ローンの拡大を目指すとともに、マイカーローンや教育ローン等の小口融資獲得のため、融資担当と渉外担当が連携してキャンペーンチラシ配布にも取り組みます。さらに、JAファン拡大のため、年金友の会への加入やキャッシュカード、インターネットバンキング登録を積極的に推進します。

これらの部門方針を実現するには、人材育成が一番大事です。ファイナンシャルプランナーの資格取得を奨励し、組合員・利用者の「税務」「社会保険」「リスク保障」「資産運用」等の様々な相談に対応できる職員を育て、組合員・利用者の皆様に必要とされ、信頼されるJAを目指します。

【総務部門方針】

総務部門では、経営ビジョン達成のため「組合員のアクティブ・メンバーシップと地域コミュニティ発揮」「人材育成」「広報活動」「持続可能なJA経営基盤の確立・強化」を重点課題として取り組めます。

また、自己改革については、改革実践プランに取り組み、改革の評価に向けた組合員との対話活動で自己改革の実践状況を説明し「自己改革の周知から浸透」に努めるとともに、対話により集約した組合員の声をJA運営にフィードバックすることで組合員の意思反映を実現します。

「組合員のアクティブ・メンバーシップと地域コミュニティ発揮」については、組合員大学の継続による地域・農業を支える次世代組合員リーダーの育成と、支所検討委員会の活性化による組合員・地域住民の「声」を反映した、地域密着活動やSDGsの達成に取り組めます。また、准組合員との関係強化に向け、農業や食への関心を高め理解を深める「農業の応援団」活動や、生産者と消費者をつなげる新たな活動を展開します。

「人材育成」については、組合員との繋がりをより強固なものにするため、協同組合理念を実践できる次世代リーダーを育成するとともに、人づくり基本方針の計画的な運用により、総合的なマネジメント能力を有するゼネラリストと、専門的な組合員ニーズに対応できるスペシャリストの育成に取り組めます。また、女性活躍推進のため、多様な人材が活力を持ち働き続けることができる職場づくりに取り組めます。

「広報活動」については、情報発信方法の多様化に対応するためHP・SNS等に加え、動画配信等の新しい情報発信と、組合員・地域住民を網羅した様々な広報誌を発行して、柳川の農産物やJA活動のPRに取り組めます。また、広報活動の体制を強化するため、広報委員会による広報活動の意識統一と部門間連携、広報担当者の情報発信力強化に取り組めます。

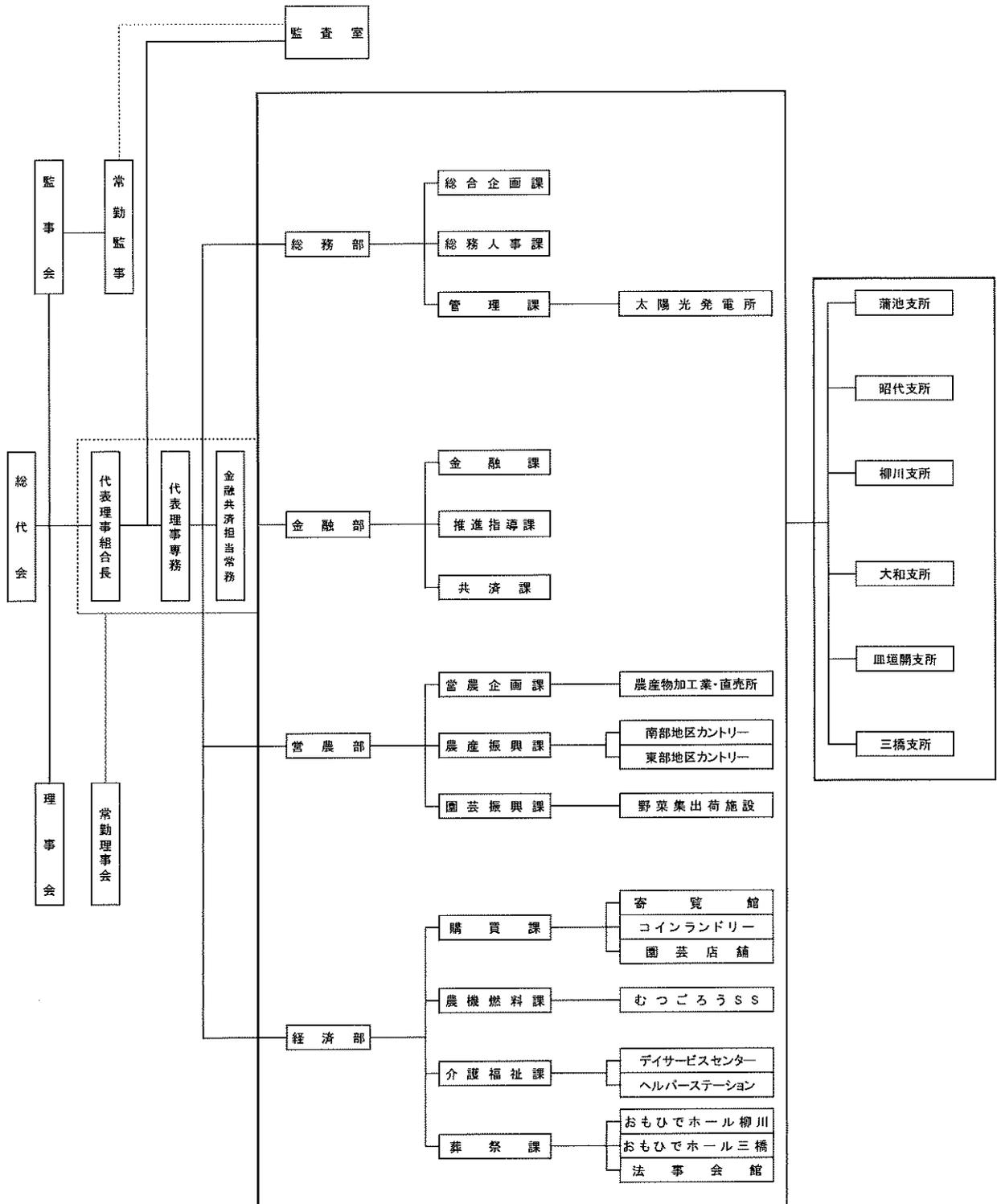
「持続可能なJA経営基盤の確立・強化」については、支所・事業所機能再構築の実現や事業のJA間共同により、効率化と収支改善に取り組めます。また、急速な事業全般のデジタル化とインボイス制度に対応するため、体制強化と組合員の利便性向上につながるシステム導入に取り組めます。

さらに、JA版早期警戒制度を踏まえ適切な経営判断や説明責任を果たすガバナンス機能の発揮と、コンプライアンス態勢および内部統制の確立・強化による不祥事未然防止に取り組めます。

IV. 概況及び組織に関する事項

1. 業務の運営の組織

◆組織機構図（令和5年4月1日現在）



◆組合員数及びその増減

(単位：人)

区 分		令和3年度	令和4年度	増減
正組合員	個 人	5,929	5,813	△116
	法 農事組合法人	27	27	0
	人 その他の法人	4	4	0
	計	5,960	5,844	△116
准組合員	個 人	4,545	4,528	△17
	農 事 組 合 法 人	3	3	0
	そ の 他 の 団 体	44	45	1
	計	4,592	4,576	△16
合 計	10,552	10,420	△132	

◆出資口数及びその増減

(単位：口)

区 分	令和3年度	令和4年度	増減
正 組 合 員	1,049,911	1,033,498	△16,413
准 組 合 員	122,586	128,779	6,193
小 計	1,172,497	1,162,277	△10,220
処 分 未 済 持 分	3,212	3,324	112
合 計	1,175,709	1,165,601	△10,108

(摘 要) (1) 出資1口金額 1,000円

◆組合員組織の概況（令和5年3月31日現在）

（単位：人）

組 織 名	構 成 員 数
農 事 組 合	10,420
青 年 部	92
女 性 部	534
た ん ぼ ぼ の つ ど い	38
年 金 友 の 会	4,457
な す 部 会	71
い ち ご 部 会	71
レ タ ス 部 会	11
ト マ ト 部 会	16
に ら 研 究 会	1
ア ス パ ラ ガ ス 部 会	52
ブ ド ウ 部 会	24
イ チ ジ ク 部 会	17
ひ し 研 究 会	2
オ ク ラ 部 会	84
普 通 作 研 究 会	20
も ち 部 会 （ 昭 代 ）	4
も ち 部 会 （ 三 橋 ）	172
肉 牛 部 会	1

◆地区一覧

柳川市一円の区域

◆職員数

(単位：人)

区 分		令和3年度末	令和4年度末		
			う ち 男	う ち 女	
正 職 員 数	一般事務職員	113	109	79	30
	営農指導員	15	16	16	0
	生活指導員	3	2	0	2
	その他専門技術職員	1	1	1	0
小 計		132	128	96	32
常 雇		84	79	43	36
臨時・パート		2	3	0	3
派 遣		0	4	2	2
合 計		218	214	141	73

2. 理事及び監事の氏名及び役職名

◆役員一覧

(令和5年3月末現在)

役 員	氏 名	役 員	氏 名
代表理事組合長	新 谷 一 廣	理 事	山 口 安 雄
代表理事専務	田 中 勝 秀	理 事	久 富 正 信
金融担当常務理事	竹 下 圭 輔	理 事	島 添 茂 樹
理 事	大 淵 亮 輔	理 事	田 中 年 丸
理 事	松 本 徳 正	理 事	阿 志 賀 一 喜
理 事	篠 倉 智 文	理 事	目 野 政 美
理 事	木 原 孝 徳	理 事	藤 吉 佳 美
理 事	高 田 一 利	理 事	中 島 みゆき
理 事	山 田 孝 一	代 表 監 事	江 口 重 信
理 事	龍 繁 樹	常 勤 監 事	古 賀 勝 広
理 事	山 田 英 行	監 事	北 原 利 治
理 事	三小田 由 勝	監 事	園 田 清 美
理 事	齊 藤 浩 之	員 外 監 事	寺 島 稔
理 事	高 椋 正 臣		

3. 会計監査人の名称

みのり監査法人（令和5年3月現在） 所在地 東京都港区芝5-29-11 G-BASE 田町14階

4. 事業所の名称及び所在地

◆店舗一覧

（令和5年3月現在）

店舗名	住所	電話番号	ATM 設置台数
本所	〒832-0058 柳川市上宮永町425-1	0944-73-6312	ATM 1台
蒲池支所	〒832-0007 柳川市金納543	72-9233	ATM 1台
昭代支所	〒832-0089 柳川市田脇843	73-6241	ATM 1台
柳川支所	〒832-0054 柳川市有明町1100-2	73-6311	ATM 1台
大和支所	〒839-0253 柳川市大和町鷹ノ尾148	76-3009	ATM 1台
皿垣開支所	〒839-0261 柳川市大和町皿垣開510	76-0211	ATM 1台
三橋支所	〒832-0814 柳川市三橋町垂見6-1	73-6131	ATM 1台

店舗外ATM設置台数 2台

- ・スーパーマルマツ店
- ・柳川市役所前（各金融機関と共有）

V. 主要な業務の内容

1. 全般的な概況〔取組みとその結果・実績及び対処すべき課題〕

(1) 財務・事業成績の推移

(単位：千円，%)

区 分	項 目	31年度	2年度	3年度	4年度 (当期)	
財 務	事 業 利 益	89,784	165,502	204,843	239,522	
	経 常 利 益	145,389	226,403	277,010	295,633	
	当 期 剩 余 金	10,973	60,132	137,955	244,348	
	総 資 産	86,584,469	87,707,465	89,271,236	88,533,517	
	純 資 産	6,187,921	6,179,592	6,218,462	6,308,549	
	単体自己資本比率	15.73	15.94	16.22	16.77	
信用事業	貯 金	76,409,573	78,080,598	79,654,002	79,293,245	
	預 金	61,553,895	63,565,457	65,634,203	64,534,934	
	貸 出 金	9,727,837	9,245,671	8,850,415	8,584,003	
	有 価 証 券	国 債	4,995,580	5,134,320	5,314,550	5,730,300
		国 債	3,448,920	3,598,770	3,522,620	3,533,220
		その他	1,546,660	1,535,550	1,791,930	2,197,080
共済事業	長期共済保有高	198,194,957	191,986,093	182,395,056	173,846,050	
	短期共済新契約掛金	348,421	340,300	327,204	324,821	
購買事業	購 買 品 供 給 高	2,120,980	2,061,130	1,955,907	2,140,514	
販売事業	販売品販売高・取扱高	5,199,011	5,016,338	5,178,600	5,183,613	

(2) 対処すべき重要な課題

- ① J A柳川自己改革の着実な実践
- ② J Aグループ福岡における新たな組織再編戦略
- ③ 持続可能な J A 経営基盤の確立・強化の取組み

2. 令和4年度各事業の概況〔活動・実績〕

◆信用事業

信用事業は、貯金・貸出・為替など、いわゆる銀行業務を行っています。この信用事業は、JA・県信連・農林中金という三段階の組織が有機的に結びつき、「JAバンク」として大きな力を発揮しています。全国網の大きな安心感と、JAならではの地域に密着した視野を持ち、地域におけるナンバーワンかつオンリーワンの金融機関を目指しています。

◇貯金業務

組合員はもちろん地域住民のみなさまや事業主のみなさまからの貯金をお預かりしています。普通貯金、当座貯金、スーパー定期、定期貯金、総合口座などの各種貯金を目的、期間、金額にあわせてご利用いただいております。

◇貸出業務

組合員への貸出をはじめ、地域住民のみなさまの暮らしや、農業者・事業者のみなさまの事業に必要な資金を貸出しています。

また、地方公共団体、農業関連産業などへも貸出し、地域経済の質的向上・発展に貢献しています。さらに、住宅金融支援機構、(株)日本政策金融公庫の融資の申込みのお取次ぎもしています。

・貸出金残高（令和5年3月末）

(単位：百万円)

組合員等	地方公共団体等	その他	計
7,260	0	1,324	8,584

・制度融資（令和5年3月末）

(単位：百万円)

	資金名	制度の概要・主旨	貸出金額
制度融資	農業近代化資金	農業機械、農業設備を充実させるため融資する資金	286
	日本政策金融公庫資金	農林水産業の生産力の維持増進及び食料の安定供給の確保に必要な長期かつ低利の資金	4

◇為替業務

全国のJA・県信連・農林中金の店舗をはじめ、全国の銀行や信用金庫などへの各店舗と為替網で結び、当JAの窓口を通して全国のどこの金融機関へでも送金や手形・小切手等の取立が安全・確実・迅速にできる内国為替をお取り扱いしています。

◇サービス・その他

当JAでは、コンピュータ・オンラインシステムを利用して、各種自動受取、各種自動支払や事業主のみなさまのための給与振込サービス、自動集金サービス、口座振替サービスなどをお取り扱いしています。

また、全国のJAでの貯金の出し入れや銀行、信用金庫、コンビニエンス・ストアなどでも現金引き出しのできるキャッシュサービスなど、いろいろなサービスに努めています。

○商品一覧のご案内

【貯金業務】

種 類	お預入期間	お預入額	特 徴
総 合 口 座	出し入れ自由	1円以上	普通貯金と定期貯金を一冊の通帳にセットでき、また、必要時に定期貯金から自動借入もできる便利な口座です。給与年金等の自動受取や公共料金等の自動支払もできます。
当 座 貯 金	出し入れ自由	1円以上	支払は小切手で行います。
普 通 貯 金	出し入れ自由	1円以上	いつでも預入や払戻のできる貯金です。給与年金等の自動受取や公共料金等の自動支払もできます。
貯 蓄 貯 金	出し入れ自由	1円以上	普通貯金のように自動支払や自動受取はできません。
定 期 積 金	6ヶ月以上 5年以内	毎月 1,000円以上	一定期間、一定額の掛金を積み立てます。満期日にまとまった金額をお受取になれます。
期 日 指 定 定 期 貯 金	1年以上 3年以内	1円以上 300万円以内	1年間の据え置き期間後、満期日を指定する時は1ヵ月前のご連絡でいつでもお引き出しになれます。
スーパ一定 期 貯 金	1ヵ月以上 5年以内	1円以上	自由金利で、金額・期間に合わせてお選び頂けます。
大 口 定 期 貯 金	1ヵ月以上 5年以内	1,000万円以上	1,000万円以上のまとまった資金をお預け頂くのに有利です。
変 動 金 利 定 期 貯 金	1年以上 3年以内	1円以上	6ヶ月ごとに金利を見直します。

【貸出業務】

区分	資金名	資金使途
手形貸付	貯金担保貸付	定期貯金、定期積金等を担保として、貯金残高の範囲内まで借入れができます。
	共済担保貸付	ご加入の共済を担保として、約款貸付可能額の範囲内まで借入れができます。
証書貸付	住宅ローン	住宅の新築、購入又は増改築や他行からの借換資金としてご利用いただけます。
	リフォームローン (無担保住宅ローン)	住宅の増改築、改装補修や住宅関連施設の資金としてご利用いただけます。
	フリーローン	使い道はご自由です。 ただし、事業性資金は除きます。
	教育ローン	進学されるお子様の入学金・授業料・学費など教育に係る資金としてご利用いただけます。
	マイカーローン	自動車購入(中古も含む)、購入時に必要な資金等にご利用いただけます。
	農機ハウスローン	農機具・パイプハウス等の購入資金をご利用いただけます。
	営農資金	組合員の皆様が農地・施設・機械等を取得されるときにご利用になれます。
	一般資金	組合員の皆様の出費の際にご利用になれます。ただし、負債整理資金は除きます。
貸越	総合口座貸越	総合口座に定期貯金をセットすることで、定期貯金残高の90%以内で最高500万円以内の自動融資がご利用いただけます。
	カードローン	借入れ限度額以内で、必要なときにカード一枚で簡単便利に繰り返し借入れができます。
制度資金	農林漁業金融公庫資金(スーパーL資金等)、農業近代化資金、農業改良資金、住宅金融支援機構、(株)日本政策金融公庫の取り扱いを行なっています。取扱いは、各資金の要綱によります。	

内国為替

振込手数料

令和4年12月1日改定

区分			同一支所内	当 JA 支所宛	系統金融機関宛	他金融機関宛
送金	電信扱	1 件	-	440	440	880
	普通扱	1 件	-	440	440	660
窓口利用	電信扱	3 万円未満	330		330	605
		3 万円以上	550		550	770
	文書扱	3 万円未満	330		330	605
		3 万円以上	550		550	770
代金取立	電子交換取立		880			
	個別取立		1,100			
定時自動送金		3 万円未満	無料	無料	330	605
		3 万円以上	無料	無料	550	770
送金・振込の組戻料		1 件	1,100			
その他	不渡手形返却料		1,100			
	取立手形組戻料					
	取立手形店頭呈示料					

自動機(ATM)振込手数料

区分		当 JA 内	県内系統宛	県外系統宛	他金融機関宛
JA・JF キャッシュカード	3 万円未満	110	165	275	440
	3 万円以上	110	275	385	660
他行 キャッシュカード	3 万円未満	110	220	330	550
	3 万円以上	330	330	550	770
現金※未対応	3 万円未満	110	220	330	550
	3 万円以上	330	330	550	770

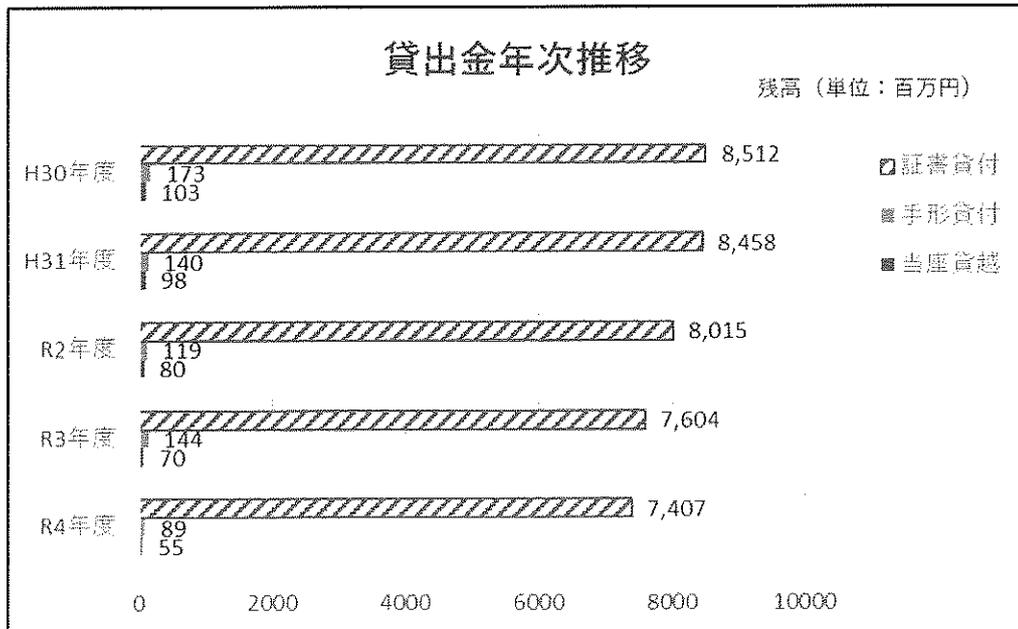
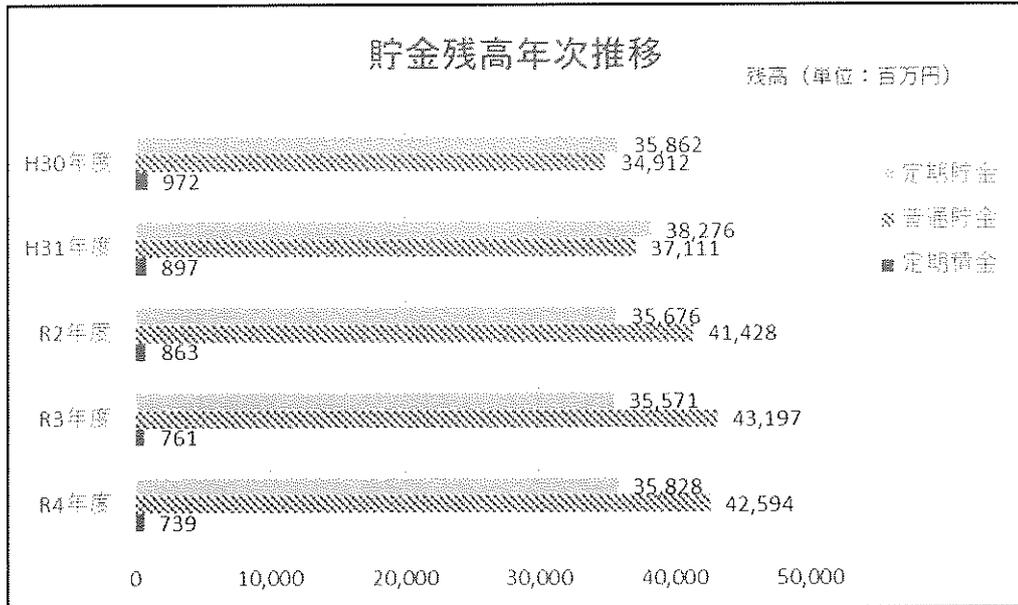
インターネットバンキング振込手数料

区分		当 JA 内	県内系統宛	県外系統宛	他金融機関宛
個人 IB	3 万円未満	無料	110	220	330
	3 万円以上	無料	220	330	440
法人 IB	3 万円未満	無料	110	220	330
	3 万円以上	無料	220	330	550

※令和4年12月1日現在の手数料です。詳しい事は、窓口にお尋ねください。

● 業績

現在の JA バンクを取り巻く情勢は「政府(規制改革推進会議)」による自己改革への圧力(内政干渉)および「マイナス金利政策」等による超低金利状況の長期化等の金融情勢および改正農協法施行等の環境変化のなか、信用事業は地元密着金融機関として組合員並びに利用者との絆の強化、さらなるお客様満足度の向上と J A ファンの拡大を目指してきました。



◆共済事業

組合員、地域住民一人ひとりの保障を早期に確立するため、生命の保障として生命総合共済の販売、建物、動産の保障として建物更生共済、豊かな老後の為の年金共済、介護共済、交通事故の示談代行の為に車両共済・対人・対物賠償のセット加入、更に自賠責共済を積極的に推進いたしております。

◇長期共済保有高

(単位：件、円)

種 類		件 数	金 額
		14,993	66,586,870,000
生命系	終 身 共 済	5,095	47,870,701,000
	定期生命共済	34	745,900,000
	養老生命共済	1,982	16,497,651,000
	こども共済	1,176	6,157,700,000
	医療共済	4,213	567,650,000
	がん共済	431	158,000,000
	定期医療共済	99	180,700,000
	介護共済	201	566,268,000
	認知症共済	27	
	生活障害共済	62	
	特定重度疾病共済	208	
	年金共済	2,641	—
建物系	建物更生共済	8,434	107,259,180,000
合 計		23,427	173,846,050,000
共済付加収入			229,681,000

◇医療系共済の共済金額保有高

(単位：件、円)

種 類	件 数	金 額
医療共済	4,213	23,073,000
がん共済	431	144,520,000
定期医療共済	99	3,241,000
		516,000
合 計	4,743	26,830,000
		144,520,000

◇介護系その他の共済の共済金額保有高

(単位：件、円)

種 類	件 数	金 額
介護共済	201	798,646,000
認知症共済	27	171,100,000
生活障害共済(一時金型)	37	244,900,000
生活障害共済(定期年金型)	25	24,020,000
特定重度疾病共済	208	636,400,000
合 計	498	1,875,066,000

◇年金共済の年金保有高

(単位：件、円)

種 類	件 数	金 額
年 金 開 始 前	1,967	1,600,152,000
年 金 開 始 後	674	406,439,000
合 計	2,641	2,006,591,000

◇短期共済新契約高

(単位：件、円)

種 類	件 数	金 額	掛 金
火 災 共 済	318	3,001,050,000	2,885,000
自 動 車 共 済	6,783		246,276,000
傷 害 共 済	2,011	5,623,200,000	9,917,000
団 体 定 期 生 命 共 済	—	—	—
定 額 定 期 生 命 共 済	—	—	—
賠 償 責 任 共 済	60		192,000
自 賠 責 共 済	3,529		65,551,000
合 計	12,701		324,821,000

◆農業・生活関連事業

営農販売体制及び経済事業基盤の充実、強化により「ゆとりある農業と豊かな暮らしの実現」をめざし、地域に根ざした事業活動を展開いたしております。

◇購買事業

<購買品取扱実績>

(単位：件、円)

種 類		当期取扱高	
生産資材	肥 料	478,562,268	
	農 薬	314,241,961	
	飼 料	11,317,899	
	農 業 機 械	282,178,758	
	燃 料	528,354,933	
	そ の 他	472,196,382	
	小 計	2,086,852,201	
生活資材	食 品	米	10,961,362
		一 般 食 品	30,199,089
	耐 久 消 費 財	78,008,248	
	日 用 保 健 雑 貨	7,569,869	
	家 庭 燃 料	109,645,911	
	小 計	236,384,479	
合 計		2,323,236,680	

◇販売事業

①受託販売品取扱実績

(単位：件、円)

種 類	当期取扱高
米	973,516,532
麦・豆・雑穀	993,212,324
野 菜	3,037,009,134
果 実	69,225,893
肉 牛	77,949,493
直 売 所	30,579,641
合 計	5,181,493,017

②買取販売品取扱実績

(単位：件、円)

種 類	当期販売高
直 売 所	2,119,704
計	2,119,704

◇加工事業

(単位：件、円)

項 目		金 額
収 益	加 工	70,222,299
	計	70,222,299
費 用	加 工	15,204,907
	加工原材料費	13,656,976
	加工労務費	2,352,237
	加工経費	1,396,137
	製品販売費	1,812,310
	繰越製品原価	△ 2,300,914
	外注加工品	12,731,350
	計	44,853,003
差 引		25,369,296

◇利用事業

(単位：件、円)

項 目		金 額
収 益	育 苗	57,259,762
	農 機	43,871,544
	大豆選別	55,172,941
	堆肥センター	458,182
	カントリー	517,187,088
	農地円滑化事業	2,096,746
	園芸リース	245,009,910
	その他	2,492,235
計		923,548,408
費 用	育 苗	40,111,165
	農 機	35,307,635
	大豆選別	3,809,757
	堆肥センター	184,417
	カントリー	110,634,556
	農地円滑化事業	2,096,746
	園芸リース	221,129,287
	その他	2,569,720
計		415,843,283
差 引		507,705,125

◇葬祭事業

(単位：件、円)

項 目		金 額
収 益	葬 祭 収 益	231,057,966
	葬 祭 雑 収 入	22,028
	計	231,079,994
費 用	葬 祭 費 用	111,052,395
	葬 祭 雑 費 用	17,796,800
	計	128,849,195
差 引		102,230,799

◇福祉・介護事業

(単位：件、円)

項 目		金 額
収 益	介 護 予 防 保 険	7,616,315
	福 祉 事 業	1,238,558
	介 護 保 険	52,180,154
	計	61,035,027
費 用	介 護 予 防 保 険	1,501,363
	福 祉 事 業	807,556
	介 護 保 険	15,500,177
	計	17,809,096
差 引		43,225,931

◇資産相談事業

(単位：件、円)

項 目		金 額
収 益	資 産 相 談	44,273
	計	44,273
費 用	資 産 相 談	118,313
	計	118,313
差 引		△ 74,040

◇指導事業

(単位：件、円)

項 目		金 額
収 入	賦 課 金	14,599,405
	指 導 事 業 補 助 金	2,109,500
	実 費 収 入	1,201,914
	計	17,910,819
支 出	営 農 改 善 費	31,431,324
	生 活 文 化 改 善 費	1,792,734
	教 育 情 報 費	3,319,525
	指 導 雑 費	2,397,459
	計	38,941,042
差 引		△ 21,030,223

VI. 事業活動に関する事項

1. 農業振興活動

- ◆ 図画コンクールの開催
- ◆ 地域密着型金融への取り組み
 - ・ 担い手育成支援資金による資金供給

2. 地域貢献情報

- ◆ 社会貢献活動（社会的責任）
 - ・ 各種募金活動・公益団体等への寄附
 - ・ 献血運動
- ◆ 地域貢献情報
 - ・ ミニデイサービスの開催
 - ・ 年金相談会の開催
 - ・ 税理士等による相談会の開催

3. 情報提供活動

- ◆ J A 広報誌「J A club」を毎月発行し金融、営農・生活などの情報を組合員へ提供しています。
- ◆ 平成 17 年 7 月よりホームページを立ち上げ、J A の組織や事業のご案内、また生活及び営農情報等を提供しています。
- ◆ 令和元年 9 月よりメッセージ配信システムを導入し、組合員のスマートフォン等携帯端末へ営農情報を発信しています。
- ◆ 令和 2 年 3 月には、准組合員向け広報誌「J A club α」を発行しました。
- ◆ 令和 2 年 6 月にインスタグラム（SNS）を開設し、J A 柳川の農業・農産物の情報を発信しています。
- ◆ 令和 2 年 10 月ホームページをリニューアルしました。
- ◆ 令和 4 年 1 月に地域住民向けコミュニティ誌「dig up YANAGAWA」を発行しました。

4. リスク管理の状況

◆ リスク管理の体制

◇ リスク管理の基本方針等

組合員・利用者の皆様に安心して J A をご利用いただくためには、より健全性の高い経営を確保し、信頼性を高めていくことが重要です。

このため、有効な内部管理態勢を構築し、直面する様々なリスクに適切に対応すべく、経営リスク管理委員会を設置し、以下の事項につき検討を行っています。

- ① 事業・部門別、場所別経営リスクの分類確認に関する事項
- ② 経営諸リスクの整理対策計画に関する事項
- ③ 経営諸リスクの整理対策進捗状況に関する事項

- ④ コンプライアンス態勢の確立に関する事項
- ⑤ コンプライアンス関連の諸問題への対策に関する事項
- ⑥ その他目的達成に必要な事項

収益とリスクの適切な管理、適切な資産自己査定の実施などを通じてリスク管理体制の充実・強化に努めています。

また、昨今の国際情勢をふまえ、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与等の金融サービスの濫用防止対策（マネロン等対策）の重要性はこれまでになく高まっています。当JAではマネロン等対策を重要課題の1つとして位置付け、リスクに応じた対策を適切に講じています。

（1）信用リスク管理

当組合は、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本所に融資審査部署を設置し各支所との連携を図りながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

（2）市場リスク管理

当組合では、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及び当組合の保有有価証券ポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成するALM委員会を定期的を開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は、理事会で決定した運用方針及びALM委員会で決定された方針などにに基づき、有価証券の売買等を行っています。運用部門が行った取引についてはリスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし、定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

（3）流動性リスク管理

当組合では、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置づけ、商品ごとに異なる流動性（換金性）を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

(4) オペレーショナル・リスク管理

オペレーショナル・リスクとは、業務の過程、役職員の活動もしくは、システムが不適切であること又は外生的な事象による損失を被るリスクのことです。当 JA では、収益発生を意図し能動的な要因により発生する信用リスクや市場リスク及び流動性リスク以外のリスクで、受動的に発生する事務、システム、法務などについて事務処理や業務運営の過程において、損失を被るリスクと定義しています。事務リスク、システムリスクなどについて、事務手続を整備し、事故・事務ミスが発生した場合は速やかに状況を把握する体制を整備して、リスク発生後の対応及び改善が迅速・正確に反映ができるよう努めています。

(5) 事務リスク管理

事務リスクとは、役職員が正確な事務を怠る、あるいは事故・不正等を起こすことにより金融機関が損失を被るリスクのことです。当 JA では、業務の多様化や事務量の増加に対応して、正確な事務処理を行うため事務マニュアルを整備するとともに、内部監査・自主検査を実施し事務リスクの削減に努めています。また、事故・事務ミスが発生した場合には、事務リスク管理規程に基づき発生状況を把握し改善を図るとともに、内部監査により重点的なチェックを行い、再発防止策を実施しています。

(6) システムリスク管理

システムリスクとは、コンピュータシステムのダウン又は誤作動等、システムの不備に伴い金融機関が損失を被るリスク、さらにコンピューターが不正に使用されることにより金融機関が損失を被るリスクのことです。当 JA では、コンピュータシステムの安定稼働のため、安全かつ円滑な運用に努めるとともに、システムの万一の災害・障害等に備え、「不測事態対応計画」を策定しています。

◆法令等遵守体制

◇コンプライアンス基本方針

当組合では、以下のようなコンプライアンスの基本方針を制定し、コンプライアンスを重視した経営に取り組んでいます。

(1) 社会的責任と公共的使命の認識

当 JA のもつ社会的責任と公共的使命を認識し、健全な事業運営の徹底を図ります。

(2) 組合員等のニーズに適した質の高いサービスの提供

創意と工夫を活かしたニーズに適した質の高いサービスの提供を通じて、組合員・利用者及び地域社会の発展に寄与します。

(3) 法令やルール of 厳格な遵守

すべての法令やルールを厳格に遵守し、社会的規範に反することのない、公正な事業運営を行います。

(4) 反社会的勢力の排除

社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、毅然とした態度で臨み、これを断固として排除します。

(5) 透明性の高い組織風土の構築と社会とのコミュニケーションの充実

経営情報の積極的かつ公正な開示をはじめとして、系統内外とのコミュニケーションの充実を図りつつ、真に透明な経営の重要性を認識した組織風土を構築します。

◇コンプライアンス運営態勢

コンプライアンス態勢全般にかかる検討・審議を行うため、経営リスク管理委員会を設置するとともに、コンプライアンスの推進を行うため、コンプライアンス統括責任者、担当者を設置しています。

基本姿勢及び遵守すべき事項を記載した手引書「コンプライアンス・マニュアル」を策定し、研修会を行い全役職員に徹底しています。

毎年度、コンプライアンス・プログラムを策定し、実行ある推進に努めるとともに、統括部署を設置し、その進捗管理を行っています。

また、組合員・利用者の皆さまの声を真摯に捉え、前向きに事業に反映するため、苦情・相談の窓口を設置しています。

◇令和4年度の取り組み事項

- (1) 役職員に対するコンプライアンス研修会の実施
- (2) コンプライアンス等体制の整備及び周知
- (3) 個人情報の保護に関する体制整備
- (4) 苦情処理対応要領に基づく苦情等報告の徹底
- (5) 連続職場離脱実施要領に基づく適正な職場離脱の実施
- (6) コンプライアンス・プログラム実施状況の検証と見直し

◇令和5年度の取り組み事項

(令和5年度のコンプライアンス・プログラム)

- (1) 役職員に対するコンプライアンス研修会の実施
 - (I) 役職員教育の実施
 - ① 役員研修
 - ② コンプライアンス責任者研修
 - ③ コンプライアンス担当者研修
 - ④ 一般職員研修
 - ⑤ 全体職員研修
 - ⑥ 新入職員研修
- (2) 組合員組織会計に関する点検の実施
- (3) 連続職場離脱実施要領に基づく信用・共済部門に対する職場離脱の実施
- (4) 苦情処理対応要領に基づく苦情等報告の徹底
- (5) 個人データ取扱台帳の整備と定期的な見直し
- (6) コンプライアンス・プログラム実施状況の検証と見直し

◆金融ADR制度への対応

① 苦情処理措置の内容

当JAでは、苦情処理措置として、業務運営体制・内部規則等を整備のうえ、その内容をホームページ・チラシ等で公表するとともに、JAバンク相談所（一般社団法人JAバンク・JFマリンバンク相談所、電話：03-6837-1359）やJA共済相談受付センター（電話：0120-536-093）とも連携し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。

当JAの苦情等受付窓口（電話：0944-73-6312（月～金 9時～5時））

② 紛争解決措置の内容

当JAでは、紛争解決措置として、次の外部機関を利用しています。

・信用事業

福岡県弁護士会紛争解決センター 天神弁護士センター（電話：092-741-3208）

福岡県弁護士会紛争解決センター 北九州法律相談センター（電話：093-561-0360）

福岡県弁護士会紛争解決センター 久留米法律相談センター（電話：0942-30-0144）

・共済事業

（一社）日本共済協会 共済相談所 （電話：03 - 5368 - 5757）

<https://www.jcia.or.jp/advisory/index.html>

（一財）自賠償保険・共済紛争処理機構

<https://www.jibai-adr.or.jp/>

（公財）日弁連交通事故相談センター

<https://www.n-tacc.or.jp/>

（公財）交通事故紛争処理センター

<https://www.jcstad.or.jp/>

日本弁護士連合会 弁護士費用保険ADR

<https://www.nichibenren.or.jp/activity/resolution/lac.html>

各機関の連絡先(住所・電話番号)につきましては、上記ホームページをご覧ください。

《 金融商品の勧誘方針 》

当組合は、金融商品販売法の趣旨に則り、貯金・定期積金・共済その他の金融商品の販売等の勧誘にあたっては、次の事項を遵守し、組合員・利用者の皆様の立場にたった勧誘に努めるとともに、より一層の信頼をいただけるよう努めます。

- (1) 組合員・利用者の皆様の商品利用目的ならびに知識、経験、財産の状況及び意向を考慮のうえ、適切な金融商品の勧誘と情報の提供を行います。
- (2) 組合員・利用者の皆様に対し、商品内容や当該商品のリスク内容など重要な事項を十分に理解していただくよう努めます。
- (3) 不確実な事項について断定的な判断を示したり、事実でない情報を提供するなど、組合員・利用者の皆様の誤解を招くような説明は行いません。
- (4) お約束のある場合を除き、組合員・利用者の皆様にとって不都合と思われる早朝・深夜の時間帯での訪問・電話による勧誘は行いません。
- (5) 組合員・利用者の皆様に対し、適切な勧誘が行われるよう役職員の研修の充実に努めます。

《 個人情報保護方針 》

柳川農業協同組合（以下「当組合」といいます。）は、組合員・利用者等の皆様の個人情報を正しく取扱うことが当組合の事業活動の基本であり社会的責務であることを認識し、以下の方針を遵守することを誓約します。

1. 関連法令等の遵守

当組合は、個人情報を適正に取扱うために、「個人情報の保護に関する法律」（以下「保護法」といいます。）その他、個人情報保護に関する関係諸法令および個人情報保護委員会のガイドライン等に定められた義務を誠実に遵守します。

個人情報とは、保護法第2条第1項、第2項に規定する、生存する個人に関する情報で、特定の個人を識別できるものをいい、以下も同様とします。

また、当組合は、特定個人情報を適正に取扱うために、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（以下「番号利用法」といいます。）その他、特定個人情報の適正な取扱いに関する関係諸法令およびガイドライン等に定められた義務を誠実に遵守します。

特定個人情報とは、番号利用法第2条第8項に規定する、個人番号をその内容に含む個人情報とをいい、以下も同様とします。

2. 利用目的

当組合は、個人情報の取扱いにおいて、利用目的をできる限り特定したうえ、あらかじめ本人の同意を得た場合および法令により例外として扱われるべき場合を除き、その利用目的の達成に必要な範囲内でのみ個人情報を利用します。ただし、特定個人情報においては、利用目的を特定し、ご本人の同意の有無に関わらず、利用目的の範囲を超えた利用は行いません。

ご本人とは、個人情報によって識別される特定の個人をいい、以下同様とします。

利用目的は、法令により例外として扱われるべき場合を除き、あらかじめ公表するか、取得後速やかにご本人に通知し、または公表します。ただし、ご本人から直接書面で取得する場合には、あらかじめ明示します。

3. 適正取得

当組合は、個人情報を取得する際、適正かつ適法な手段で取得いたします。

4. 安全管理措置

当組合は、取扱う個人データ及び特定個人情報を利用目的の範囲内で正確・最新の内容に保つよう努め、また安全管理のために必要・適切な措置を講じ役職員および委託先を適正に監督します。

個人データとは、保護法第2条第6項が規定する、個人情報データベース等（保護法第2条第4項）を構成する個人情報をいい、以下同様とします。

5. 匿名加工情報の取扱

当組合は、匿名加工情報（保護法第2条第9項）の取扱いに関して消費者の安心感・信頼感を得られるよう、保護法の規定に従うほか、個人情報保護委員会のガイドライン、認定個人情報保護団体の個人情報保護指針等に則して、パーソナルデータの適正かつ効果的な活用を推進致します。

6. 第三者提供の制限

当組合は、法令により例外として扱われるべき場合を除き、あらかじめご本人の同意を得ることなく、個人データを第三者に提供しません。

また、当組合は、番号利用法第19条各号により例外として扱われるべき場合を除き、ご本人の同意の有無に関わらず、特定個人情報を第三者に提供しません。

7. 機微（センシティブ）情報の取り扱い

当組合は、ご本人の機微（センシティブ）情報（要配慮個人情報並びに労働組合への加盟、人種・民族、門地・本籍地、保険医療等に関する情報）については、法令等に基づく場合や業務遂行上必要な範囲においてご本人の同意をいただいた場合等を除き、取得・利用・第三者提供はいたしません。

8. 開示・訂正等

当組合は、保有個人データにつき、法令に基づきご本人からの開示、訂正等に応じます。保有個人データとは、保護法第2条第7項に規定するデータをいいます。

9. 苦情窓口

当組合は、個人情報につき、ご本人からの質問・苦情に対し迅速かつ適切に取組み、そのための内部体制の整備に努めます。

10. 継続的改善

当組合は、個人情報について、適正な内部監査を実施するなどして、本保護方針の継続的な改善に努めます。

《 情報セキュリティ基本方針 》

柳川農業協同組合（以下、「当組合」といいます。）は、組合員・利用者等の皆様との信頼関係を強化し、より一層の安心とサービスを提供するため、組合内の情報およびお預かりした情報のセキュリティの確保と日々の改善に努めることが当組合の事業活動の基本であり、社会的責務であることを認識し、以下の方針を遵守することを誓約します。

- 1) 当組合は、情報資産を適正に取扱うため、コンピュータ犯罪に関する法律、不正アクセス行為の禁止に関する法律、IT基本法その他の情報セキュリティに関する諸法令、および農林水産大臣をはじめ主務大臣の指導による義務を誠実に遵守します。
- 2) 当組合は、情報の取扱い、情報システムならびに情報ネットワークの管理運用にあたり、適切な組織的・人的・技術的安全管理措置を実施し、情報資産に対する不正な侵入、紛失、漏洩、改ざん、破壊、利用妨害などが発生しないよう努めます。
- 3) 当組合は、情報セキュリティに関して、業務に従事する者の役割を定め、情報セキュリティ基本方針に基づき、組合全体で情報セキュリティを推進できる体制を維持します。
- 4) 当組合は、万一、情報セキュリティを侵害するような事象が発生した場合、その原因を迅速に解明し、被害を最小限に止めるよう努めます。
- 5) 当組合は、上記の活動を継続的に行うと同時に、新たな脅威にも対応できるよう、情報セキュリティマネジメントシステムを確立し、維持改善に努めます。

◆内部監査体制

当JAでは、内部監査部門を被監査部門から独立して設置し、経営全般にわたる管理及び各部門の業務の遂行状況を、内部管理体制の適切性と有効性の観点から検証・評価し、改善事項の適切性の維持・改善に努めています。

また、内部監査は、JAの本所・支所のすべてを対象とし、年間の内部監査計画に基づき実施しています。監査結果は、代表理事組合長及び監事に報告したのち被監査部門に通知され、定期的に被監査部門の改善取り組み状況をフォローアップしています。また、監査結果の概要を定期的に理事会に報告することとしていますが、特に重要な事項については、直ちに理事会、代表理事組合長、監事に報告し、速やかに適切な措置を講じています。

5. 自己資本の状況

◆自己資本比率の状況

当JAでは、多様化するリスクに対応するとともに、組合員や利用者のニーズに応えるため、財務基盤の強化を経営の重要課題として取り組んでいます。内部留保に努めるとともに、不良債権処理及び業務の効率化等に取り組んだ結果、令和4年3月末における自己資本比率は、16.22%となりました。

◆ 経営の健全性の確保と自己資本の充実

当JAの自己資本は組合員の普通出資によっています。

○普通出資による資本調達額

項目	内容
発行主体	柳川農業協同組合
資本調達手段の種類	普通出資
コア資本に係る基礎項目に参入した額	1,165百万円（前年度1,175百万円）

当JAは、「自己資本比率算出要領」を制定し、適正なプロセスにより自己資本比率を正確に算出して、当JAが抱える信用リスクやオペレーショナル・リスクの管理及びこれらのリスクに対応した十分な自己資本の維持を図るとともに、内部留保の積み増しにより自己資本の充実に努めています。

VII. 直近の2事業年度における財産の状況に関する事項

1. 決算の状況

◆貸借対照表

(単位：千円)

資産の部	令和3年度	令和4年度
1 信用事業資産	80,169,918	79,157,918
(1) 現金	330,896	262,898
(2) 預金	65,634,204	64,534,935
(3) 有価証券	5,314,550	5,730,300
(4) 貸出金	8,850,416	8,584,003
(5) その他の信用事業資産	48,138	50,445
(6) 貸倒引当金	△ 8,286	△ 4,663
2 共済事業資産	39	66
(1) その他の共済事業資産	39	66
3 経済事業資産	2,397,676	2,809,663
(1) 経済事業未収金	714,930	852,557
(2) 経済受託債権	865,775	960,125
(3) 棚卸資産	162,479	138,202
(4) リース債権	576,659	775,972
(5) その他の経済事業資産	94,358	91,684
(6) 貸倒引当金	△ 16,525	△ 8,877
4 雑資産	403,092	438,783
5 固定資産	3,670,659	3,473,780
(1) 有形固定資産	3,670,377	3,473,758
建物	4,039,374	4,022,028
機械装置	3,134,666	3,121,212
土地	2,000,548	1,997,590
建設仮勘定		
その他の有形固定資産	999,849	994,434
減価償却累計額	△ 6,504,060	△ 6,661,506
(2) 無形固定資産	282	22
6 外部出資	2,629,852	2,629,852
7 繰延税金資産	—	23,455
資産の部合計	89,271,236	88,533,517

(単位：千円)

負債及び純資産の部	令和3年度	令和4年度
1 信用事業負債	79,729,633	79,414,360
(1) 貯金	79,654,002	79,293,245
(2) 借入金	4,770	4,240
(3) その他の信用事業負債	70,861	116,875
2 共済事業負債	201,018	213,762
(1) 共済資金	78,359	96,933
(2) 未経過共済付加収入	122,659	116,829
3 経済事業負債	1,640,123	1,602,848
(1) 経済事業未払金	285,480	293,105
(2) 経済受託債務	1,318,192	1,273,223
(3) 設備借入金		
(4) その他の経済事業負債	36,451	36,520
4 設備借入金	480,000	—
5 雑負債	246,364	307,901
6 諸引当金	411,180	393,677
(1) 賞与引当金	96,248	100,875
(2) 退職給付引当金	126,317	123,801
(3) 役員退職慰労引当金	37,265	43,244
(4) 特例業務負担金引当金	151,350	125,757
7 繰延税金負債	51,829	—
8 再評価に係る繰延税金負債	292,627	292,419
負債の部合計	83,052,774	82,224,967
1 組合員資本	5,283,113	5,506,059
(1) 出資金	1,175,709	1,165,601
(2) 利益剰余金	4,110,616	4,343,782
利益準備金	1,518,778	1,548,777
その他利益剰余金	2,591,838	2,795,005
信用事業基盤強化積立金	430,000	430,000
教育積立金	100,000	100,000
宅地等供給事業強化積立金	48,000	48,000
固定資産減損積立金	235,360	285,360
新会計等法制度改正対策積立金	100,000	100,000
CE施設整備積立金	1,050,000	1,100,000
特別積立金	403,166	403,166
当期未処分剰余金	225,312	328,479
(うち当期剰余金)	(137,955)	(244,348)
(3) 処分未済持分	△ 3,212	△ 3,324
2 評価・換算差額等	935,349	802,491
(1) その他有価証券評価差額金	304,167	171,851
(2) 土地再評価差額金	631,182	630,640
純資産の部合計	6,218,462	6,308,550
負債及び純資産の部合計	89,271,236	88,533,517

◆損益計算書

(単位：千円)

科 目	令和3年度	令和4年度
1 事業総利益	2,008,028	1,988,077
事業収益	4,142,059	4,461,909
事業費用	2,134,032	2,473,832
(1) 信用事業収益	552,747	546,554
資金運用収益	527,582	526,145
(うち預金利息)	298,088	290,873
(うち有価証券利息)	68,191	72,702
(うち貸出金利息)	122,732	118,773
(うちその他受入利息)	38,571	43,797
役務取引等収益	14,551	15,384
その他経常収益	10,614	5,025
(2) 信用事業費用	66,755	47,533
資金調達費用	16,730	13,708
(うち貯金利息)	16,560	13,575
(うち給付補填備金繰入)	63	37
(うち借入金利息)	107	96
役務取引等費用	5,072	5,093
その他経常費用	44,953	28,732
(うち貸倒引当金戻入益)	—	△2,852
(うち貸倒引当金繰入額)	3,860	—
信用事業総利益	485,992	499,021
(3) 共済事業収益	349,892	330,520
共済付加収入	318,903	302,805
その他の収益	30,989	27,715
(4) 共済事業費用	15,718	17,060
共済推進費	11,232	12,832
その他の費用	4,486	4,228
共済事業総利益	334,174	313,460
(5) 購買事業収益	1,994,807	2,193,677
購買品供給高	1,955,907	2,140,514
購買手数料	9,246	13,483
修理サービス料	21,355	33,386
その他の収益	8,299	6,294
(6) 購買事業費用	1,654,962	1,804,836
購買品供給原価	1,630,605	1,766,907
購買品供給費	3,639	2,556
修理サービス費	10,641	21,539
その他の費用	10,077	13,834
(うち貸倒引当金戻入益)	(△9,849)	(△5,815)
購買事業総利益	339,845	388,841
(7) 販売事業収益	157,446	152,965
販売品販売高	3,969	2,119
販売手数料	73,168	71,060
その他の収益	80,309	79,786
(8) 販売事業費用	25,436	23,635
販売品販売原価	3,416	1,764
販売費	5,095	6,414
販売労務費	5,282	5,164
その他の費用	11,643	10,293
販売事業総利益	132,010	129,330
(9) 加工事業収益	69,798	70,222
(10) 加工事業費用	42,865	44,853
加工事業総利益	26,933	25,369

(単位：千円)

(11) 利用事業収益	751,009	923,548
(12) 利用事業費用	207,167	415,843
利用事業総利益	543,842	507,705
(13) 葬祭事業収益	232,881	231,079
(14) 葬祭事業費用	125,030	128,849
葬祭事業総利益	107,851	102,230
(15) 福祉・介護事業収益	75,178	61,035
(16) 福祉・介護事業費用	17,904	17,809
福祉・介護事業総利益	57,274	43,226
(17) 資産相談事業収益	174	44
(18) 資産相談事業費用	115	118
資産相談事業総利益	59	—
資産相談事業総損失	—	74
(19) 指導事業収入	18,017	17,910
(20) 指導事業支出	37,969	38,941
指導事業収支差額	△ 19,952	△ 21,031
2 事業管理費	1,803,184	1,748,553
(1) 人件費	1,229,862	1,221,890
(2) 業務費	162,549	171,195
(3) 諸税負担金	44,266	42,768
(4) 施設費	361,474	309,305
(5) その他事業管理費	5,033	3,395
事業利益	204,844	239,524
3 事業外収益	85,685	78,302
(1) 受取雑利息	2,865	1,804
(2) 受取出資配当金	45,675	45,674
(3) 賃貸料	15,169	15,155
(4) 償却債権取立益	336	380
(5) 雑収入	21,640	15,289
4 事業外費用	13,518	22,193
(1) 支払雑利息	1,024	1,133
(2) 寄付金	755	576
(3) 賃貸等費用	8,081	6,947
(4) 雑損失	3,658	13,537
経常利益	277,011	295,633
5 特別利益	42,193	233,160
(1) 固定資産処分益	824	—
(2) 一般補助金	41,369	233,160
6 特別損失	89,975	240,806
(1) 固定資産処分損	2,903	2,464
(2) 固定資産圧縮損	—	1,221
(3) リース資産圧縮損	41,369	231,939
(4) 減損損失	45,703	5,182
税引前当期利益	229,229	287,987
法人税、住民税及び事業税	66,694	68,435
法人税等調整額	24,579	△ 24,797
法人税等合計	91,273	43,638
当期剰余金	137,956	244,349
当期首繰越剰余金	84,810	83,587
土地再評価差額金取崩額	2,546	542
当期末処分剰余金	225,312	328,478

(注) 農業協同組合施行細則の改正に伴い、各事業の収益および費用を合算し、事業相互間の内部損益を除去した「事業収益」「事業費用」を表示しています。

◆注記表等

○令和3年度 注記表

I 重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券

有価証券の評価基準及び評価方法は、次のとおりです。

種類	評価基準及び評価方法
その他有価証券 (時価のあるもの)	時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)
その他有価証券 (市場価格のない株式等)	移動平均法による原価法

(2) 棚卸資産

棚卸資産の評価基準及び評価方法は、次のとおりです。

種類	評価基準及び評価方法
購買品(数量管理品)	
肥料・農薬等の生産資材	総平均法による原価法 (収益性の低下による簿価切下げの方法)
葬祭品	最終仕入原価法 (収益性の低下による簿価切下げの方法)
加工品	総平均法による原価法 (収益性の低下による簿価切下げの方法)
その他の棚卸資産	主として、最終仕入原価法 (収益性の低下による簿価切下げの方法)

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法を採用しています。

ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備は除く)並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しています。

(2) 無形固定資産

定額法

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、あらかじめ定めている資産査定基準及び資産の償却・引当基準、経理規程に基づき、次のとおり計上しています。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(破綻先)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(実質破綻先)に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しています。

また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(破綻懸念先)に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を計上しています。

上記以外の債権については、今後の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額の見積もりにあたっては、貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を算出し、必要により、将来の損失発生見込に係る修正を行い算出した金額を計上しています。

なお、すべての債権は、資産査定基準に基づき、資産査定部署が資産査定を実施し、当該部

署から独立した監査部署が査定結果を監査しています。

(2) 賞与引当金

職員に対する賞与支給に充てるため、当事業年度に発生していると認められる額を支給見込額基準により算定し、計上しています。

(3) 退職給付引当金

職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しています。なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

(4) 役員退職慰労引当金

役員退職慰労金の支払いに備えるため、役員退職慰労金引当規程に基づく期末要支給額を計上しています。

(5) 特例業務負担金引当金

特例業務負担金引当金は、「厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合等を廃止する等の法律」附則第 57 条に基づき、旧農林共済組合（存続組合）が行う特例年金給付等の業務に要する費用に備えるため、農林漁業団体職員共済組合より通知される特例業務負担金の将来負担見込額に基づき計上しています。

4. 収益及び費用の計上基準

収益認識に関する事項

当組合は、「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第 29 号 2020 年 3 月 31 日改正）及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第 30 号 2021 年 3 月 26 日改正）を適用しており、約束した財又はサービスの支配が利用者等に移転した時点で、もしくは、移転するにつれて当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。

主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりであります。

①購買事業

農業生産に必要な資材と生活に必要な物資を共同購入し、組合員に供給する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、購買品を引き渡す義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、購買品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

②販売事業

組合員が生産した農畜産物を当組合が集荷して共同で業者等に販売する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、販売品を引き渡す義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

③加工事業

組合員が生産した農産物を原料に、加工品等を製造して販売する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、加工した商品を引き渡す義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

④利用事業

育苗所等の施設を設置して、共同で利用する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、各種施設の利用が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

また、カントリーエレベーターを設置して、共同で利用する事業でもあり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、主に糶摺りや乾燥等の作業が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

⑤葬祭事業

葬祭場を設置して葬儀の執行等を請け負う事業であり、利用者等との契約に基づいて役務を提供する履行義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、葬儀の執行等が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

⑥指導事業

組合員の営農にかかる各種相談・研修・経理サービスを提供する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、主にサービスの提供が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

⑦福祉・介護事業、資産相談事業

福祉・介護事業、資産相談事業については、利用者との契約等に基づき、役務提供する義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、施設の利用や商品の引き渡し、サービスの提供等を行った時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

5. 消費税及び地方消費税の会計処理の方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等は「雑資産」に計上し、5年間で均等償却を行っております。

6. その他計算書類等の作成のための基本となる重要な事項

(1) 事業別収益・事業別費用の内部取引の処理方法について

当組合は、事業別の収益及び費用について、事業間取引の相殺表示を行っていません。よって、事業別の収益及び費用は、事業間の内部取引も含めて表示しています。

ただし、損益計算書の事業収益・事業費用は、農業協同組合法施行規則に従い、事業間の内部取引を控除した金額を記載しています。

(2) 当組合が代理人として関与する取引の損益計算書の表示について

購買事業収益のうち、当組合が代理人として購買品の供給に関与している場合には、純額で収益を認識して、購買手数料として表示しております。また、販売事業収益のうち、当組合が代理人として販売品の販売に関与している場合には、純額で収益を認識して、販売手数料として表示しております。

II 会計方針の変更に関する注記

1. 収益認識に関する会計基準等の適用

当組合は、「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号 2021年3月26日)を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が利用者等に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。収益認識会計基準等の適用による主な変更点は以下のとおりです。

(1) 代理人取引に係る収益認識

購買事業等において、利用者等に代わって調達の手配を代理人として行う取引については、従来は、利用者等から受け取る対価の総額を収益として認識しておりましたが、利用者等から受け取る額から受入先(仕入先)に支払う額を控除した純額で収益を認識する方法に変更しております。

(2) LPガスに関する収益認識

購買事業のうちLPガスの供給に関して、従来は、毎月の検針日における利用者等の使用量に基づいて収益を認識しておりましたが、決算月においては、検針日から決算日まで生じた収益を合理的に見積って認識する方法に変更しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首残高から新たな会計方針を適用しております。た

だし、収益認識会計基準第 86 項に定める方法を適用し、当事業年度の期首より前までに従前の取扱いに従ってほとんどすべての収益の額を認識した契約については、影響が軽微なため、新たな会計方針を遡及適用していません。

この結果、当事業年度の購買事業収益が 70,126,185 円及び購買事業費用が 71,176,415 円それぞれ減少し、葬祭事業収益及び葬祭事業費用がそれぞれ 1,131,660 円減少しております。これにより、事業収益が 71,257,845 円及び事業費用が 72,308,075 円それぞれ減少しております。事業利益、経常利益及び税引前当期利益への影響は軽微であります。

2. 時価の算定に関する会計基準等の適用

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第 30 号 2019 年 7 月 4 日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第 19 項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第 10 号 2019 年 7 月 4 日）第 44-2 項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。これによる当事業年度の計算書類への影響はありません。

III 会計上の見積りに関する注記

1. 繰延税金資産の回収可能性

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

繰延税金資産 76,900,849 円（繰延税金負債との相殺前）

(2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

繰延税金資産の計上は、翌事業年度以降において将来減算一時差異を利用可能な課税所得の見積り額を限度として行っています。

翌事業年度以降の課税所得の見積りについては、事業計画等の根拠資料を基礎として算出しており、当組合が将来獲得可能な課税所得の時期及び金額を合理的に見積っています。

しかし、これらの見積りは将来の不確実な経営環境及び組合の経営状況の影響を受けます。よって、実際に課税所得が生じた時期及び金額が見積りと異なった場合には、翌事業年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

また、将来の税制改正により、法定実効税率が変更された場合には、翌事業年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

2. 固定資産の減損

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

減損損失 45,703,184 円

(2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

資産グループに減損の兆候が存在する場合には、当該資産グループの割引前将来キャッシュ・フローと帳簿価額を比較することにより、当該資産グループについての減損の要否判定を実施しています。

減損の要否に係る判定単位であるキャッシュ・フロー生成単位については、他の資産または資産グループのキャッシュ・インフローから概ね独立したキャッシュ・インフローを生成させるものとして識別される資産グループの最小単位としています。

固定資産の減損の要否の判定において、将来キャッシュ・フローについては、事業計画等の根拠資料を基礎として算出しており、中期計画以降の将来キャッシュ・フローや、割引率等については、一定の仮定を設定して算出しています。

これらの仮定は将来の不確実な経営環境及び組合の経営状況の影響を受け、翌事業年度以降の計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

IV 貸借対照表に関する注記

1. 資産に係る圧縮記帳額

有形固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額は、4,425,385,677 円であり、その内

訳は次のとおりです。

(種類) 建 物	(圧縮記帳累計額)	1,745,632,413 円
(種類) 建物附属設備	(圧縮記帳累計額)	100,105,604 円
(種類) 構 築 物	(圧縮記帳累計額)	200,877,003 円
(種類) 機 械 装 置	(圧縮記帳累計額)	2,350,234,144 円
(種類) 車 両 運 搬 具	(圧縮記帳累計額)	7,647,500 円
(種類) 器 具 備 品	(圧縮記帳累計額)	17,544,929 円
(種類) 土 地	(圧縮記帳累計額)	3,344,084 円

2. 担保に供している資産

以下の資産は、為替決済等の取引の担保として信連に差し入れています。

(種類) 預 金	(金額)	580,000,000 円
----------	------	---------------

3. 役員に対する金銭債権及び金銭債務

理事及び監事に対する金銭債権の総額 (金額) 63,136,668 円

理事及び監事に対する金銭債務の総額 (金額) 0 円

4. 債権のうちリスク管理債権の合計額及びその内訳

債権のうち、リスク管理債権（農業協同組合法施行規則第 204 条第 1 項第 1 号ホ（2）（i）から（iv）までに掲げるもの）に該当する金額は 31,977,304 円であり、その内訳は次のとおりです。

(単位：円)

種 類	残 高
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	21,073,115
危険債権	10,904,189
三月以上延滞債権	0
貸出条件緩和債権	0
合 計	31,977,304

注 1：破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいう。

注 2：危険債権

債務者が経営破綻の状態には至っていないものの、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権(注 1 に掲げるものを除く。)をいう。

注 3：三月以上延滞債権

元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から 3 月以上遅延している貸出金（注 1 及び注 2 に掲げるものを除く。）をいう。

注 4：貸出条件緩和債権

債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金（注 1 から注 3 までに掲げるものを除く。）をいう。

5. 土地の再評価に関する法律に基づく再評価

「土地の再評価に関する法律（平成 10 年 3 月 31 日公布法律第 34 号）」及び「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」に基づき事業用土地の再評価を行っています。再評価差額については、当該再評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しています。

再評価の方法及び再評価の年月日は以下のとおりとなります。

- ・再評価の方法 固定資産税評価額に基づく再評価
- ・再評価の年月日 平成 11 年 3 月 31 日

- ・再評価を行った土地の当事業年度末における時価の合計額が再評価後の帳簿価額との合計額を下回る金額 267,620,337円

V 損益計算書に関する注記

1. 減損損失に関する注記

(1) 資産をグループ化した方法の概要及び減損損失を認識した資産又は資産グループの概要

当組合では、場所別の管理会計上の区分を基本に、キャッシュ・フローを生み出す最小の単位である支所・事業所ごとに「一般資産」としてグルーピングしています。本所（営農センターを含む。）については、独立したキャッシュ・フローを生み出さないものの、JA全資産の将来キャッシュ・フローの生成に寄与しているため、「共用資産」としてしています。集出荷場の農業関連施設については、農業者の農業経営を継続するため、廃止することのできない施設です。これらは、JAの事業基盤として組合員の事業利用を促進しており、複数の資産又は資産グループの将来キャッシュ・フローの生成に寄与しているため、「共用資産」としてしています。業務外固定資産（賃貸資産と遊休資産）については、物件ごとに独立した資産としてグルーピングしています。

当事業年度に減損を計上した固定資産は、以下のとおりです。

場所	用途	種類	その他
センドくんストア	園芸購買店舗	土地	
加工事業	加工施設	土地	
旧昭代い製品集荷場	賃貸	土地	業務外固定資産
旧昭代農機センター	賃貸	土地	業務外固定資産
柳川北部土地改良区	賃貸	土地	業務外固定資産
旧大豆センター	遊休	土地及び建物等	業務外固定資産
旧皿垣開カントリーエレベーター	遊休	土地	業務外固定資産

(2) 減損損失の認識に至った経緯

センドくんストア及び加工事業については、事業環境の変化に伴い事業損益の悪化が見られ、短期的に業績の回復が見込まれないことから、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として認識しました。

また、業務外固定資産については、土地の時価が著しく下落しており減損の兆候に該当しています。

このうち、旧昭代い製品集荷場、旧昭代農機センター及び柳川北部土地改良区の資産は賃貸資産として使用されていますが、使用価値が帳簿価額を下回ったため帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として認識しました。

さらに、旧大豆センター及び旧皿垣開カントリーエレベーターの資産は遊休資産として早期処分対象であることから、処分可能価額で評価しその差額を減損損失として認識しました。

(3) 減損損失の金額について、特別損失に計上した金額と主な固定資産の種類ごとの減損損失の内訳

センドくんストア	8,688,838円（土地8,688,838円）
加工事業	4,827,761円（土地4,827,761円）
旧昭代い製品集荷場	283,750円（土地283,750円）
旧昭代農機センター	302,858円（土地302,858円）
柳川北部土地改良区	274,598円（土地274,598円）
旧大豆センター	26,291,106円（建物等22,710,297円、土地3,580,809円）
旧皿垣開カントリーエレベーター	5,034,273円（土地5,034,273円）
合計	45,703,184円（建物等22,710,297円、土地22,992,887円）

(4) 回収可能価額の算定方法

センドくんストア、加工事業、旧昭代い製品集荷場、旧昭代農機センター、柳川北部土地改良区、旧大豆センター及び旧皿垣開カントリーエレベーターの固定資産の回収可能価額については正味売却価額を採用しており、その時価は固定資産税評価額に基づき算定しています。

VI 金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当組合は農家組合員や地域から預かった貯金を原資に、農家組合員や地域の利用者・団体などへ貸付け、残った余裕金を福岡県信用農業協同組合連合会へ預けているほか、国債や地方債などの債券等の有価証券による運用を行っています。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当組合が保有する金融資産は、主として当組合管内の組合員等に対する貸出金及び有価証券であり、貸出金は、組合員等の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。

また、有価証券は主に債券であり、純投資目的(その他有価証券)で保有しています。これらは発行体の信用リスク、金利の変動リスク及び市場価格の変動リスクに晒されています。

経済事業未収金は、組合員等の信用リスクに晒されています。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスクの管理

当組合は、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本所に総合企画課を設置し各支所との連携を図りながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金について資産の償却・引当基準に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

②市場リスクの管理

当組合では、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及び当組合の保有有価証券ポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成するALM委員会を定期的で開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は、理事会で決定した運用方針及びALM委員会で決定された方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引についてはリスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

(市場リスクにかかる定量的情報)

当組合で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。

当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「預金」、「貸出金」、「有価証券」のうちその他有価証券に分類している債券及び「貯金」です。

当組合では、これらの金融資産及び金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。

金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末現在、指標となる金利が0.11%上昇したものと想定した場合には、経済価値が34,584,680円減少するものと把握しています。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

③資金調達に係る流動性リスクの管理

当組合では、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置付け、商品ごとに異なる流動性（換金性）を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価（時価に代わるものを含む）には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額（これに準ずる価額を含む）が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

(1) 金融商品の貸借対照表計上額および時価等

当事業年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。

なお、市場価格のない株式等は、次表には含めておりません。

(単位：円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
預金	65,634,203,666	65,634,698,596	494,930
有価証券			
其他有価証券	5,314,550,000	5,314,550,000	—
貸出金	8,850,415,755		
貸倒引当金（*1）	△8,286,329		
貸倒引当金控除後	8,842,129,426	9,151,121,815	308,992,389
経済事業未収金	714,930,656		
貸倒引当金（*2）	△16,525,884		
貸倒引当金控除後	698,404,772	698,404,772	—
経済受託債権	865,775,061	865,775,061	—
資産計	81,355,062,925	81,664,550,244	309,487,319
貯金	79,654,002,211	79,655,818,107	1,815,896
経済事業未払金	285,480,171	285,480,171	—
経済受託債務	1,318,191,496	1,318,191,496	—
負債計	81,257,673,878	81,259,489,774	1,815,896

*1：貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しています。

*2：経済事業未収金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しています。

(2) 金融商品の時価の算定に用いた評価技法の説明

【資産】

①預金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレートである翌日物金利スワップ（Overnight Index Swap。以下「OIS」という。）のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

②有価証券

債券は取引金融機関等から提示された価格によっています。

③貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっています。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額

をリスクフリーレートである OIS のレートで割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。

また、延滞の生じている債権・期限の利益を喪失した債権等については帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

④経済事業未収金

経済事業未収金については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから当該帳簿価額によっています。また、延滞の生じている債権等については、時価は帳簿価額から貸倒引当金を控除した額によっています。

⑤経済受託債権

経済受託債権については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから当該帳簿価額によっています。

【負債】

①貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしています。また、定期性貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローをリスクフリーレートである OIS のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

②経済事業未払金

経済事業未払金については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

③経済受託債務

経済受託債務については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

(3) 市場価格のない株式等

市場価格のない株式等は次のとおりであり、これらは(1)の金融商品の時価情報には含まれていません。
(単位：円)

貸借対照表計上額

外部出資 (* 1) 2,629,852,201

* 1 外部出資のうち、市場において取引されていない株式や出資金等については、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号2019年7月4日)第5項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

(4) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
預金	65,634,203,666	—	—	—	—	—
有価証券						
その他有価証券のうち満期があるもの	—	400,000,000	100,000,000	—	100,000,000	4,300,000,000
貸出金	1,090,815,706	1,732,944,894	634,896,527	564,048,789	495,169,483	4,316,795,401
経済事業未収金	677,453,202	—	—	—	—	—
経済受託債権	865,775,061	—	—	—	—	—
合計	68,268,247,635	2,132,944,894	734,896,527	564,048,789	595,169,483	8,616,795,401

注1：貸出金のうち、当座貸越 70,475,240 円については「1年以内」に含めています。また期限のない場合は「5年超」に含めています。

注2：貸出金のうち、3カ月以上延滞が生じている債権・期限の利益を喪失した債権等 15,744,955 円は償還の予定が見込まれないため含めていません。

注3：経済事業未収金のうち、延滞の生じている債権・期限の利益を喪失した債権等 37,477,454 円は償還の予定が見込まれないため、含まれていません。

(5) 経済事業未払金及びその他の有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位：円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
貯金	73,770,050,122	3,525,067,050	2,060,010,132	178,516,248	120,358,659	—
経済事業未払金	285,480,171	—	—	—	—	—
経済受託債務	1,318,191,496	—	—	—	—	—
合計	75,373,721,789	3,525,067,050	2,060,010,132	178,516,248	120,358,659	—

注1：貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めています。

VII 有価証券に関する注記

1. 有価証券の時価及び評価差額に関する事項

有価証券の時価・評価差額に関する事項は、次のとおりです。

(1) その他有価証券

(単位：円)

		取得価額 (償却原価)	貸借対照表計上額 (時価)	差額
貸借対照表計上額 が取得価額又は償 却原価を超えるも の	債 国 債	2,991,099,702	3,328,280,000	337,180,298
	債 地 方 債	699,812,500	769,820,000	70,007,500
	債 公社公団債	503,434,879	540,950,000	37,515,121
	小 計	4,194,347,081	4,639,050,000	444,702,919
貸借対照表計上額 が取得価額又は償 却原価を超えない もの	債 国 債	199,501,850	194,340,000	△5,161,850
	債 地 方 債	300,000,000	283,500,000	△16,500,000
	債 公社公団債	200,000,000	197,660,000	△2,340,000
	小 計	699,501,850	675,500,000	△24,001,850
合 計	4,893,848,931	5,314,550,000	420,701,069	

なお、上記差額から繰延税金負債 116,534,195 円を差し引いた額 304,166,874 円が、「その他有価証券評価差額金」に含まれています。

VIII 退職給付に関する注記

1. 採用している退職給付制度の概要

職員の退職給付に充てるため、職員退職給与規程に基づき、退職一時金制度に加え、福岡県農林漁業団体共済会との契約による退職金共済制度を採用しています。

なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

2. 退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付引当金	112,787,536 円
退職給付費用	54,857,716 円
退職給付の支払額	△5,874,187 円
特定退職金共済制度への拠出金	△35,454,000 円
期末における退職給付引当金	126,317,065 円

3. 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

退職給付債務	866,227,100 円
特定退職金共済制度	△739,910,035 円
未積立退職給付債務	126,317,065 円
退職給付引当金	126,317,065 円

4. 退職給付に関連する損益

勤務費用	54,857,716 円
退職給付費用	54,857,716 円

5. 特例業務負担金の将来見込額

厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第 57 条の規定に基づき、農林漁業団体職員共済組合（存続組合）が行う特例年金給付等の業務に要する費用に充てるため特例業務負担金 14,648,587 円を拠出しています。

なお、同組合より示された令和 4 年 3 月末現在における令和 14 年 3 月までの特例業務負担金の将来見込額は、151,350,000 円となっています。

IX 税効果会計に関する注記

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因別の主な内訳

繰延税金資産及び繰延税金負債の内訳は次のとおりです。

○繰延税金資産

退職給付引当金	34,989,827 円
賞与引当金	26,660,696 円
役員退職慰労引当金	10,322,322 円
固定資産減損損失	120,175,204 円
特例業務負担金引当金	41,923,950 円
その他	<u>11,355,829 円</u>
繰延税金資産小計	245,427,828 円
評価性引当額	<u>△168,526,979 円</u>
繰延税金資産合計（A）	76,900,849 円

○繰延税金負債

全農とふくれんの合併に係るみなし配当	△12,195,202 円
有価証券評価差額金	<u>△116,534,195 円</u>
繰延税金負債合計（B）	△128,729,397 円

繰延税金負債（A）＋（B） △51,828,548 円

繰延税金資産と繰延税金負債を相殺した残高を繰延税金負債として、貸借対照表に表示しています。

2. 法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因

法定実効税率	27.70%
（調整）	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.36%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△2.75%
住民税均等割等	1.01%
評価性引当額の増減額	15.73%
税額特別控除	△1.13%
収用特別控除	△0.66%
その他	<u>△0.44%</u>
税効果会計適用後の法人税等の負担率	<u>39.82%</u>

X 収益認識に関する注記

（収益を理解するための基礎となる情報）

「I 重要な会計方針に係る事項に関する注記 4. 収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

○令和4年度 注記表

Ⅰ 重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券

有価証券の評価基準及び評価方法は、次のとおりです。

種類	評価基準及び評価方法
その他有価証券 (時価のあるもの)	時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)
その他有価証券 (市場価格のない株式等)	移動平均法による原価法

(2) 棚卸資産

棚卸資産の評価基準及び評価方法は、次のとおりです。

種類	評価基準及び評価方法
購買品(数量管理品)	
肥料・農薬等の生産資材	総平均法による原価法 (収益性の低下による簿価切下げの方法)
葬祭品	最終仕入原価法 (収益性の低下による簿価切下げの方法)
加工品	総平均法による原価法 (収益性の低下による簿価切下げの方法)
その他の棚卸資産	主として、最終仕入原価法 (収益性の低下による簿価切下げの方法)

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法を採用しています。

ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備は除く)並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しています。

(2) 無形固定資産

定額法

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、あらかじめ定めている資産査定基準及び資産の償却・引当基準、経理規程に基づき、次のとおり計上しています。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(破綻先)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(実質破綻先)に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しています。

また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(破綻懸念先)に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を計上しています。

上記以外の債権については、今後の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額の見積りにあたっては、貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を算出し、必要により、将来の損失発生見込に係る修正を行い算出した金額を計上しています。

なお、すべての債権は、資産査定基準に基づき、資産査定部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した監査部署が査定結果を監査しています。

(2) 賞与引当金

職員に対する賞与支給に充てるため、当事業年度に発生していると認められる額を支給見込額基

準により算定し、計上しています。

(3) 退職給付引当金

職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しています。なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

(4) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支払いに備えるため、役員退職慰労金引当規程に基づく期末要支給額を計上しています。

(5) 特例業務負担金引当金

特例業務負担金引当金は、「厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合等を廃止する等の法律」附則第57条に基づき、旧農林共済組合(存続組合)が行う特例年金給付等の業務に要する費用に備えるため、農林漁業団体職員共済組合より通知される特例業務負担金の将来負担見込額に基づき計上しています。

4. 収益及び費用の計上基準

収益認識に関する事項

当組合の利用者等との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりです。

①購買事業

農業生産に必要な資材と生活に必要な物資を共同購入し、組合員に供給する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、購買品を引き渡す義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、購買品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

②販売事業

組合員が生産した農畜産物を当組合が集荷して共同で業者等に販売する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、販売品を引き渡す義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

③加工事業

組合員が生産した農産物を原料に、加工品等を製造して販売する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、加工した商品を引き渡す義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、加工品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

④利用事業

育苗所等の施設を設置して、共同で利用する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、各種施設の利用が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

また、カントリーエレベーターを設置して、共同で利用する事業でもあり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、主に粉摺りや乾燥等の作業が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

⑤葬祭事業

葬祭場を設置して葬儀の執行等を請け負う事業であり、利用者等との契約に基づいて役務を提供す

る履行義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、葬儀の執行等が完了した時点で充

足することから、当該時点で収益を認識しています。

⑥福祉・介護事業、資産相談事業

福祉・介護事業、資産相談事業については、利用者との契約等に基づき、役務提供する義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、施設の利用や商品の引き渡し、サービスの提供等を行った時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

⑦指導事業

組合員の営農にかかる各種相談・研修・経理サービスを提供する事業であり、当組合は利用者等

との契約に基づき、役務提供する義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、主にサービスの提供が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

5. 消費税及び地方消費税の会計処理の方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっています。

ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等は「雑資産」に計上し、5年間で均等償却を行っています。

6. その他計算書類等の作成のための基本となる重要な事項

(1) 事業別収益・事業別費用の内部取引の処理方法について

当組合は、事業別の収益及び費用について、事業間取引の相殺表示を行っていません。よって、事業別の収益及び費用は、事業間の内部取引も含めて表示しています。

ただし、損益計算書の事業収益・事業費用は、農業協同組合法施行規則に従い、事業間の内部取引を控除した金額を記載しています。

(2) 当組合が代理人として関与する取引の損益計算書の表示について

購買事業収益のうち、当組合が代理人として購買品の供給に関与している場合には、純額で収益を認識して、購買手数料として表示しています。また、販売事業収益のうち、当組合が代理人として販売品の販売に関与している場合には、純額で収益を認識して、販売手数料として表示しています。

II 会計上の見積りに関する注記

1. 繰延税金資産の回収可能性

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

繰延税金資産 101,490,515 円（繰延税金負債との相殺前）

(2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

繰延税金資産の計上は、翌事業年度以降において将来減算一時差異を利用可能な課税所得の見積り額を限度として行っています。

翌事業年度以降の課税所得の見積りについては、事業計画等の根拠資料を基礎として算出しており、当組合が将来獲得可能な課税所得の時期及び金額を合理的に見積っています。

しかし、これらの見積りは将来の不確実な経営環境及び組合の経営状況の影響を受けます。

よって、実際に課税所得が生じた時期及び金額が見積りと異なった場合には、翌事業年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

また、将来の税制改正により、法定実効税率が変更された場合には、翌事業年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

2. 固定資産の減損

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

減損損失 5,182,434 円

(2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

資産グループに減損の兆候が存在する場合には、当該資産グループの割引前将来キャッシュ・フローと帳簿価額を比較することにより、当該資産グループについての減損の要否判定を実施しています。

減損の要否に係る判定単位であるキャッシュ・フロー生成単位については、他の資産または資産グループのキャッシュ・インフローから概ね独立したキャッシュ・インフローを生成させるものとして識別される資産グループの最小単位としています。

固定資産の減損の要否の判定において、将来キャッシュ・フローについては、事業計画等の根拠資料を基礎として算出しており、中期計画以降の将来キャッシュ・フローや、割引率等については、一定の仮定を設定して算出しています。

これらの仮定は将来の不確実な経営環境及び組合の経営状況の影響を受け、翌事業年度以降の計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

III 貸借対照表に関する注記

1. 資産に係る圧縮記帳額

有形固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額は、4,410,857,228円であり、その内訳は次のとおりです。

(種類) 建物	(圧縮記帳累計額)	1,729,882,413円
(種類) 建物附属設備	(圧縮記帳累計額)	100,105,604円
(種類) 構築物	(圧縮記帳累計額)	200,877,003円
(種類) 機械装置	(圧縮記帳累計額)	2,351,455,695円
(種類) 車両運搬具	(圧縮記帳累計額)	7,647,500円
(種類) 器具備品	(圧縮記帳累計額)	17,544,929円
(種類) 土地	(圧縮記帳累計額)	3,344,084円

2. 担保に供している資産

以下の資産は、為替決済等の取引の担保として信連に差し入れています。

(種類) 預金	(金額)	580,000,000円
---------	------	--------------

3. 役員に対する金銭債権及び金銭債務

理事及び監事に対する金銭債権の総額	(金額)	53,909,377円
理事及び監事に対する金銭債務の総額	(金額)	0円

4. 債権のうちリスク管理債権の合計額及びその内訳

債権のうち、リスク管理債権（農業協同組合法施行規則第204条第1項第1号ホ（2）（i）から（iv）までに掲げるもの）に該当する金額は24,847,132円であり、その内訳は次のとおりです。

(単位：円)

種類	残高
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	15,396,989
危険債権	9,450,143
三月以上延滞債権	0
貸出条件緩和債権	0
合計	24,847,132

注1：破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいう。

注2：危険債権

債務者が経営破綻の状態には至っていないものの、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権(注1に掲げるものを除く。)をいう。

注3：三月以上延滞債権

元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金（注1及び注2に掲げるものを除く。）をいう。

注4：貸出条件緩和債権

債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金（注1から注3までに掲げるものを除く。）をいう。

5. 土地の再評価に関する法律に基づく再評価

「土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）」及び「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」に基づき事業用土地の再評価を行っています。再評価差額につい

ては、当該再評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しています。

再評価の方法及び再評価の年月日は以下のとおりとなります。

- ・再評価の方法 固定資産税評価額に基づく再評価
- ・再評価の年月日 平成11年3月31日
- ・再評価を行った土地の当事業年度末における時価の合計額が再評価後の帳簿価額との合計額を下回る金額 265,305,639円

IV 損益計算書に関する注記

1. 減損損失に関する注記

(1) 資産をグループ化した方法の概要及び減損損失を認識した資産又は資産グループの概要
当組合では、場所別の管理会計上の区分を基本に、キャッシュ・フローを生み出す最小の単位である支所・事業所ごとに「一般資産」としてグルーピングしています。本所（営農センターを含む。）については、独立したキャッシュ・フローを生み出さないものの、当組合全資産の将来キャッシュ・フローの生成に寄与しているため、「共用資産」としています。集出荷場の農業関連施設については、農業者の農業経営を継続するため、廃止することのできない施設です。これらは、当組合の事業基盤として組合員の事業利用を促進しており、複数の資産又は資産グループの将来キャッシュ・フローの生成に寄与しているため、「共用資産」としています。業務外固定資産（賃貸資産と遊休資産）については、物件ごとに独立した資産としてグルーピングしています。当事業年度に減損を計上した固定資産は、以下のとおりです。

場所	用途	種類	その他
センドくんストア	園芸購入店舗	土地	
旧昭代い製品集荷場	賃貸	土地	業務外固定資産
旧昭代農機センター	賃貸	土地及び建物等	業務外固定資産
旧吉富農業倉庫跡敷地	賃貸	土地及び建物等	業務外固定資産
旧大豆センター	遊休	土地	業務外固定資産

(2) 減損損失の認識に至った経緯

センドくんストアについては、事業環境の変化に伴い事業損益の悪化が見られ、短期的に業績の回復が見込まれないことから、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として認識しました。

また、業務外固定資産については、土地の時価が著しく下落しており減損の兆候に該当しています。

このうち、旧昭代い製品集荷場、旧昭代農機センター及び旧吉富農業倉庫跡敷地の資産は賃貸資産として使用されていますが、使用価値が帳簿価額を下回ったため帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として認識しました。

さらに、旧大豆センターの資産は遊休資産として早期処分対象であることから、処分可能価額で評価しその差額を減損損失として認識しました。

(3) 減損損失の金額について、特別損失に計上した金額と主な固定資産の種類ごとの減損損失の内訳

センドくんストア	222,611円（土地222,611円）
旧昭代い製品集荷場	563,997円（土地563,997円）
旧昭代農機センター	2,472,181円（建物等2,214,484円、土地257,697円）
旧吉富農業倉庫跡敷地	195,947円（建物等8,995円、土地186,952円）
旧大豆センター	1,727,698円（土地1,727,698円）
合計	5,182,434円（建物等2,223,479円、土地2,958,955円）

(4) 回収可能価額の算定方法

センドくんストア、旧昭代い製品集荷場、旧昭代農機センター、旧吉富農業倉庫跡敷地、旧大豆センターの固定資産の回収可能価額については正味売却価額を採用しており、その時価は固定資産税評価額に基づき算定しています。

V 金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当組合は農家組合員や地域から預かった貯金を原資に、農家組合員や地域の利用者・団体などへ貸

付け、残った余裕金を福岡県信用農業協同組合連合会へ預けているほか、国債や地方債などの債券等の有価証券による運用を行っています。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当組合が保有する金融資産は、主として当組合管内の組合員等に対する貸出金及び有価証券であり、

貸出金は、組合員等の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。

また、有価証券は主に債券であり、純投資目的（その他有価証券）で保有しています。これらは発

行体の信用リスク、金利の変動リスク及び市場価格の変動リスクに晒されています。

経済事業未収金は、組合員等の信用リスクに晒されています。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスクの管理

当組合は、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本所に総合企画課を設置し各支所との連携を図りながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金について資産の償却・引当基準に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

②市場リスクの管理

当組合では、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及び当組合の保有有価証券ポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成するALM委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は、理事会で決定した運用方針及びALM委員会で決定された方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引についてはリスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

(市場リスクに係る定量的情報)

当組合で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。

当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「預金」、「貸出金」、「有価証券」のうちその他有価証券に分類している債券及び「貯金」です。

当組合では、これらの金融資産及び金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。

金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末現在、指標となる金利が0.08%上昇したものと想定した場合には、経済価値が25,283,810円減少するものと把握しています。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

③資金調達に係る流動性リスクの管理

当組合では、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置付け、商品ごとに異なる流動性（換金性）を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

（４）金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価（時価に代わるものを含む）には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額（これに準ずる価額を含む）が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

（１）金融商品の貸借対照表計上額及び時価等

当事業年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。

なお、市場価格のない株式等は、次表には含めておりません。

（単位：円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
預金	64,534,934,905	64,530,794,701	△4,140,204
有価証券			
その他有価証券	5,730,300,000	5,730,300,000	—
貸出金	8,584,003,171		
貸倒引当金（*1）	△4,663,938		
貸倒引当金控除後	8,579,339,233	8,809,503,647	230,164,414
経済事業未収金	852,557,290		
貸倒引当金（*2）	△8,877,821		
貸倒引当金控除後	843,679,469	843,679,469	—
経済受託債権	960,125,625	960,125,625	—
資産計	80,648,379,232	80,874,403,442	226,024,210
貯金	79,293,245,081	79,278,373,072	△14,872,009
経済事業未払金	293,104,537	293,104,537	—
経済受託債務	1,273,223,466	1,273,223,466	—
負債計	80,859,573,084	80,844,701,075	△14,872,009

*1：貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しています。

*2：経済事業未収金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しています。

（２）金融商品の時価の算定に用いた評価技法の説明

【資産】

①預金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によります。満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレートである翌日物金利スワップ（Overnight Index Swap。以下「OIS」という。）のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

②有価証券

有価証券について、主に国債については、活発な市場における無調整の相場価格を利用しています。地方債や公社公団債については、公表された相場価格を用いています。相場価格が入手できない場合には、取引金融機関等から提示された価格によります。

③貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっています。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートである OIS のレートで割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。

また、延滞の生じている債権・期限の利益を喪失した債権等については帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

④経済事業未収金

経済事業未収金については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから当該帳簿価額によっています。また、延滞の生じている債権等については、時価は帳簿価額から貸倒引当金を控除した額によっています。

⑤経済受託債権

経済受託債権については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから当該帳簿価額によっています。

【負債】

①貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしています。また、定期性貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローをリスクフリーレートである OIS のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

②経済事業未払金

経済事業未払金については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

③経済受託債務

経済受託債務については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

(3) 市場価格のない株式等

市場価格のない株式等は次のとおりであり、これらは(1)の金融商品の時価情報には含まれていません。

(単位：円)

貸借対照表計上額

外部出資 2,629,852,201

(4) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
預金	64,534,934,905	-	-	-	-	-
有価証券						
その他有価証券のうち						
満期があるもの	400,000,000	100,000,000	-	100,000,000	-	4,900,000,000
貸出金	1,941,544,957	702,629,892	632,623,503	561,235,607	440,004,269	4,302,153,322
経済事業未収金	809,512,232	-	-	-	-	-
経済受託債権	960,125,625	-	-	-	-	-
合計	68,646,117,719	802,629,892	632,623,503	661,235,607	440,004,269	9,202,153,322

注1：貸出金のうち、当座貸越 55,661,495 円については「1年以内」に含めています。また期限のない場合は「5年超」に含めています。

注2：貸出金のうち、3カ月以上延滞が生じている債権・期限の利益を喪失した債権等 3,811,621 円は償還の予定が見込まれないため含めていません。

注3：経済事業未収金のうち、延滞の生じている債権・期限の利益を喪失した債権等 43,045,058 円は償還の予定が見込まれないため、含まれていません。

(5) 経済事業未払金及びその他の有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位：円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
貯金	72,922,224,360	3,383,299,489	2,664,994,276	131,574,707	191,152,249	—
経済事業未払金	293,104,537	—	—	—	—	—
経済受託債務	1,273,223,466	—	—	—	—	—
合計	74,488,552,363	3,383,299,489	2,664,994,276	131,574,707	191,152,249	—

注1：貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めています。

VI 有価証券に関する注記

1. 有価証券の時価及び評価差額に関する事項

有価証券の時価・評価差額に関する事項は、次のとおりです。

(1) その他有価証券

(単位：円)

		取得価額 (償却原価)	貸借対照表計上 額 (時価)	差額
貸借対照表計上額 が取得価額又は償 却原価を超えるも の	債 国 債	2,694,559,874	2,958,400,000	263,840,126
	債 地 方 債	699,827,500	741,930,000	42,102,500
	債 公社公団債	302,733,147	327,240,000	24,506,853
	小 計	3,697,120,521	4,027,570,000	330,449,479
貸借対照表計上額 が取得価額又は償 却原価を超えない もの	債 国 債	595,172,443	574,820,000	△20,352,443
	債 地 方 債	800,000,000	746,090,000	△53,910,000
	債 公社公団債	400,315,043	381,820,000	△18,495,043
	小 計	1,795,487,486	1,702,730,000	△92,757,486
合 計		5,492,608,007	5,730,300,000	237,691,993

なお、上記差額から繰延税金負債 65,840,682 円を差し引いた額 171,851,311 円が、「その他有価証券評価差額金」に含まれています。

VII 退職給付に関する注記

1. 採用している退職給付制度の概要

職員の退職給付に充てるため、職員退職給与規程に基づき、退職一時金制度に加え、福岡県農林漁業団体共済会との契約による退職金共済制度を採用しています。

なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

2. 退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付引当金	126,317,065 円
退職給付費用	56,012,803 円
退職給付の支払額	△21,184,431 円
特定退職金共済制度への拠出金	△37,344,000 円
期末における退職給付引当金	123,801,437 円

3. 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

退職給付債務	825,516,300 円
特定退職金共済制度	△701,714,863 円
未積立退職給付債務	123,801,437 円
退職給付引当金	123,801,437 円

4. 退職給付に関連する損益

勤務費用	56,012,803 円
退職給付費用	56,012,803 円

5. 特例業務負担金の将来見込額

厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第 57 条の規定に基づき、農林漁業団体職員共済組合（存続組合）が行う特例年金給付等の業務に要する費用に充てるため特例業務負担金 14,143,196 円を拠出しています。

なお、同組合より示された当期末現在における令和 14 年 3 月までの特例業務負担金の将来見込額は、125,757,000 円となっています。

VIII 税効果会計に関する注記

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因別の主な内訳

繰延税金資産及び繰延税金負債の内訳は次のとおりです。

○繰延税金資産

退職給付引当金	34,292,998 円
賞与引当金	27,942,375 円
役員退職慰労引当金	11,978,671 円
固定資産減損損失	117,363,404 円
特例業務負担金引当金	34,834,689 円
その他	<u>11,448,111 円</u>
繰延税金資産小計	237,860,248 円
評価性引当額	<u>△136,369,733 円</u>
繰延税金資産合計（A）	101,490,515 円

○繰延税金負債

全農とふくれんの合併に係るみなし配当	△12,195,202 円
その他有価証券評価差額金	<u>△65,840,682 円</u>
繰延税金負債合計（B）	△78,035,884 円

繰延税金資産の純額（A）＋（B） 23,454,631 円

繰延税金資産と繰延税金負債を相殺した残高を繰延税金資産として、貸借対照表に表示しています。

2. 法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因

法定実効税率	27.70%
（調整）	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.32%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△2.19%
住民税均等割等	0.81%
評価性引当額の増減額	△11.17%
その他	<u>△0.32%</u>
税効果会計適用後の法人税等の負担率	<u>15.15%</u>

IX 収益認識に関する注記

（収益を理解するための基礎となる情報）

「Ⅰ重要な会計方針に係る事項に関する注記 4. 収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しています。

◆ 剰余金処分計算書

(単位：千円)

	令和3年度	令和4年度
1. 当期末処分剰余金	225,312	328,478
2. 任意積立金の目的外取崩額	0	48,000
3. 剰余金処分類	141,725	296,263
(1) 利益準備金への繰入	30,000	50,000
(2) 任意積立金の積立	100,000	234,640
① 固定資産減損積立金	50,000	14,640
② CE施設整備積立金	50,000	100,000
③ 施設整備積立金	0	120,000
(3) 出資に対する配当額	11,725	11,622
4. 次期繰越剰余金	83,587	80,215

注(1) 令和3年度出資配当は1.0%の割合です。

令和4年度出資配当は1.0%の割合です。

(2) 令和3年度次期繰越剰余金には、営農指導、生活・文化改善事業の費用に充てるための繰越額10,000,000円が含まれています。

令和4年度次期繰越剰余金には、営農指導、生活・文化改善事業の費用に充てるための繰越額13,000,000円が含まれています。

2. 計算書類の正確性等にかかる確認

経営者確認書

私は、令和4年4月1日から令和5年3月31日までの事業年度にかかるディスクロージャー誌に記載した内容のうち、計算書類作成に関するすべての重要な点において適正に表示されていることを確認いたしました。

当該確認を行うにあたり、計算書類が適正に作成される以下の体制が整備され、有効に機能していることを確認しました。

- ・業務分掌と所管部署が明確化され、各部署が適切に業務を遂行する体制が整備されております。
- ・業務の実施部署から独立した内部監査部門が内部管理態勢の適切性・有効性を検証しており、重要な事項については理事会等に適切に報告されております。
- ・重要な経営情報については、理事会等へ適切に付議・報告されております。

令和5年7月26日

柳川農業協同組合
代表理事組合長 山田英行

3. 会計監査人の監査

令和3年度及び令和4年度の貸借対照表、損益計算書、剰余金処分計算書及び注記表は、農業協同組合法第37条の2第3項の規定に基づき、みのり監査法人の監査を受けております。

4. 最近の5事業年度の主要な経営指標

(単位：百万円、人、%)

項目	30年度	31年度	2年度	3年度	4年度
経常収益（事業収益）	4,731	4,431	4,402	4,202	4,530
信用事業収益	591	569	554	553	549
共済事業収益	415	383	366	350	331
農業関連事業収益	2,331	2,268	2,397	2,218	2,641
その他事業収益	1,394	1,211	1,085	1,081	1,009
経常利益	280	145	226	277	295
当期剰余金	35	10	60	137	244
出資金	1,198	1,190	1,179	1,175	1,165
（出資口数）	(1,198,716)	(1,190,884)	(1,179,965)	(1,175,709)	(1,165,601)
純資産額	6,189	6,187	6,179	6,218	6,308
総資産額	82,147	86,584	87,707	89,271	88,533
貯金等残高	71,880	76,409	78,080	79,654	79,293
貸出金残高	9,819	9,727	9,245	8,850	8,584
有価証券残高	5,090	4,995	5,134	5,314	5,730
剰余金配当金額	11	11	11	11	11
・出資配当額	11	11	11	11	11
・事業利用分量配当額	0	0	0	0	0
職員数	230	228	215	218	214
単体自己資本比率	16.50%	15.73%	15.94%	16.22%	16.77%

(注)

- ・当期剰余金は、銀行等の当期利益に該当するものです。
- ・「単体自己資本比率」は、「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」に基づき算出しております。

5. 利益総括表

(単位：百万円、%)

項目	3年度	4年度
資金運用収支	511	512
役務取引等収支	9	10
その他信用事業収支	△34	△23
信用事業粗利益	520	522
信用事業粗利益率	0.69%	0.67%
事業粗利益	1,999	1,977
事業粗利益率	2.17%	2.08%
事業純益	195	228
実質事業純益	196	228
コア事業純益	196	228
コア事業純益 (投資信託解約損益を除く)	196	228

注) 信用事業粗利益率＝信用事業粗利益／信用事業資産（債務保証見返を除く）平均残高×100
事業粗利益率＝事業粗利益／総資産（債務保証見返りを除く）平均残高×100

6. 資金運用収支の内訳

(単位：百万円、%)

項目	令和3年度			令和4年度		
	平均残高	利息	利回り	平均残高	利息	利回り
資金運用勘定	74,611	488	0.654	77,521	480	0.619
うち預金	60,740	298	0.491	63,427	290	0.457
うち貸出金	9,145	122	1.334	8,779	118	1.344
うち有価証券	4,726	68	1.439	5,315	72	1.354
資金調達勘定	75,256	17	0.023	77,797	14	0.018
うち貯金・定期積金	75,251	16	0.021	77,793	13	0.016
うち借入金	5	1	20.000	4	1	25.000
総資金利ざや	—	—	0.162	—	—	0.140

注) 総資金利ざや＝資金運用利回り－資金調達原価率（資金調達利回り＋経費率）
経費率＝信用部門の事業管理費／資金調達勘定（貯金・定期積立金＋借入金）平均残高

7. 受取・支払利息の増減額

(単位：百万円)

項目	令和3年度増減額	令和4年度増減額
受取利息	△4	△8
うち貸出金	△8	168
うち有価証券	2	50
うち預金	2	△226
支払利息	△9	0
うち貯金・定期積金	△9	△3
うち譲渡性貯金	0	0
うち借入金	0	0
差引	△13	△8

注) 1. 増減額は前年度対比です。
2. 受取利息の預金には、信連（又は農林中金）からの事業利用分量配当金、奨励金が含まれています。

8. 自己資本の充実の状況

以下で使用している用語については、64・65ページの「自己資本比率の算定に関する用語解説一覧」をご参照ください。

◆自己資本の構成に関する事項

(単位：百万円、%)

項 目	3年度	4年度
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る組合員資本の額	5,271	5,494
うち、出資金及び資本準備金の額	1,175	1,165
うち、再評価積立金の額	0	0
うち、利益剰余金の額	4,110	4,343
うち、外部流出予定額 (△)	11	11
うち、上記以外に該当するものの額	△3	△3
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	8	5
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	8	5
うち、適格引当金コア資本算入額	0	0
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	0	0
うち、回転出資金の額	—	—
うち、上記以外に該当するものの額	0	0
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	0	0
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の四十五パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	83	41
コア資本にかかる基礎項目の額 (イ)	5,362	5,540
無形固定資産 (モーゲージ・サービシング・ライセンスに係るものを除く。)の額の合計額	1	1
うち、のれんに係るものの額	0	0
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライセンスに係るもの以外の額	1	1
繰延税金資産 (一時差異に係るものを除く。)の額	0	0
適格引当金不足額	0	0
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	0	0

項 目	3 年度	4 年度
負債の時価評価により生じた時価評価差額であ って自己資本に算入される額	0	0
前払年金費用の額	0	0
自己保有普通出資等（純資産の部に計上されるも のを除く。）の額	0	0
意図的に保有している他の金融機関等の対象資 本調達手段の額	0	0
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	0	0
特定項目に係る十パーセント基準超過額	0	0
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該 当するものに関連するものの額	0	0
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係 る無形固定資産に関連するものの額	0	0
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限 る。）に関連するものの額	0	0
特定項目に係る十五パーセント基準超過額	0	0
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該 当するものに関連するものの額	0	0
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係 る無形固定資産に関連するものの額	0	0
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限 る。）に関連するものの額	0	0
コア資本に係る調整項目の額 （ロ）	1	1
自己資本の額（（イ）－（ロ）） （ハ）	5,362	5,541
信用リスク・アセットの額の合計額	29,416	29,411
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に 算入される額の合計額	△622	△623
うち、他の金融機関等向けエクスポージャ ー	△1,546	△1,546
うち、土地再評価額と再評価直前の帳簿価 額の差額に係るものの額	－	－
うち、上記以外に該当するものの額	923	923
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パ ーセントで除して得た額	3,635	3,611
信用リスク・アセット調整額	0	0
オペレーショナル・リスク相当額調整額	0	0
リスク・アセット等の額の合計額 （ニ）	33,051	33,023
自己資本比率（（ハ）／（ニ））	16.22%	16.77%

(注)

1. 「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」に基づき算出しています。
2. 当JAは、信用リスク・アセットの算出にあたっては標準的手法、信用リスク削減手法の適用にあたっては簡便手法、オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたっては基礎的手法を採用しています。
3. 当JAが有するすべての自己資本とリスクを対比して、自己資本比率を計算しています。

◆自己資本比率の算定に関する用語解説一覧

用語	内容
自己資本比率	自己資本の額をリスク・アセット等の総額（信用リスク・アセット額及びオペレーショナル・リスク相当額）で除して得た額。国内基準を採用する金融機関では4%以上が必要とされていますが、JAバンクでは自主的な取り決めにより8%以上が必要とされています。
自己資本の額	『コア資本に係る基礎項目の額－コア資本に係る調整項目の額（経過措置適用後の額）』のことです。
エクスポージャー	リスクを有する資産並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引（以下「資産等」といいます。）の与信相当額のことです。
リスク・ウェイト	リスクを有する資産等を保有するために必要な自己資本額を算出するためのリスクの大きさに応じた掛目のことです。
信用リスク・アセット額	エクスポージャー（リスクを有する資産等）に対して、信用リスク削減手法を適用後、対応するリスクの大きさに応じた掛目（リスク・ウェイト）を乗じて算出したものです。
所要自己資本額	リスクを有する資産等を保有するのに必要となる自己資本の額のことです。国内基準では各リスク・アセットに4%を乗じた額となります。
オペレーショナル・リスク（相当額）	金融機関の業務において不適切な処理等により生じるリスクのことを指し、不適切な事務処理により生じる事務リスクやシステムの誤作動により生じるシステムリスクなどが該当します。なお、自己資本比率の算出にあたっては、一定の手法によりオペレーショナル・リスクを数値化した額をオペレーショナル・リスク相当額として分母に加算します。
基礎的手法	新BIS規制においてオペレーショナル・リスク相当額を算出する最も簡易な手法です。1年間の粗利益に0.15を乗じた額の直近三年間の平均値によりオペレーショナル・リスク相当額を算出する方法です。1年間の粗利益は、事業総利益から信用事業に係るその他経常収益、信用事業以外の事業にかかるその他の収益、国債等債券売却益・償還益、補助金受入額を控除し、信用事業に係るその他経常費用、信用事業以外の事業にかかるその他の費用、国債等債権売却損・償還損・償却、役務取引等費用及び金銭の信託運用見合費用を加算して算出しています。
抵当権付住宅ローン	住宅ローンのうち、抵当権が第1順位かつ担保評価額が十分であるものことです。
コミットメント	契約した期間・融資枠の範囲内、お客さまのご請求に基づき、金融機関が融資を実行することを約束する契約における融資可能残額のことです。
証券化エクスポージャー	証券化とは、原資産に係る信用リスクを優先劣後構造のある2以上のエクスポージャーに階層化し、その一部又は全部を第三者に移転する性質を有する取引のことであり、証券化エクスポージャーとは証券化に伴い第三者に移転する資産のことです。
店頭デリバティブ	株式や金利、為替などの通常の取引から派生した比較的小きな金額で仮想的に大きな原資産を取引する金融商品取引のうち、金融機関や証券会社の店頭で相対で行われる取引のことです。

クレジット・デリバティブ	信用リスクをヘッジ（回避・低減）するために、債務者である会社等の信用力を指標に将来受け渡す損益を決める取引です。
カレント・エクスポージャー方式	派生商品取引及び長期決済期間取引を直評価することにより算出する再構築越コスト（同一の取引を取引の相手方において取引の継続的履行が不可能となったような場合に、同一の取引を市場で再構成する場合に必要なとなるコスト）に当該取引の想定元本（取引にかかる利息等を計算するための名目の元本）に取引内容や期間に応じた一定の掛目を乗じて算出される金額を加算することで与信相当額を算出する方法のことです。
プロテクションの購入及び提供	プロテクションの購入とは、クレジット・デリバティブ取引において信用リスクをヘッジ（回避・低減）するための取引をいい、プロテクションの提供とは、保証を与える取引を指します。
信用リスク削減手法	金融機関が保有している信用リスクを軽減する措置であり、新B I S規制では、貯金や有価証券など一定の要件を満たす担保や保証がある場合には、担保や保証人のリスク・ウェイトに置き換えることができます。
想定元本	投資元本がない金融派生商品において、金利計算等を行うための名目上の元本のことです。
派生商品取引	有価証券取引等から派生し、原資産の価格によりその価格が決定される商品のことであり、先物、オプション、スワップ取引等が該当します。
オリジネーター	証券化の対象となる原資産をもともと所有している立場にあることを指します。
信用補完機能を持つ I/O ストリップス	信用補完機能を持つ I/O ストリップスとは、原資産から将来において生じることが見込まれた金利収入等の全部又は一部を受ける権利であって、金融機関が留保又は譲り受けた他に劣後しているものを指します。
金利ショック	保有している資産や負債等に金利の変化を当てはめることです。
上下 200 ベーシスポイントの平行移動	金利リスクの算出において、市場金利が一律 2%（0.01%が 1 ベーシスポイント）上昇あるいは低下した場合の現在価値の変化額を算出する方法のことです。
1 パーセンタイル値・99 パーセンタイル値	金利リスク量の算出において、期間ごとの金利の 1 年前との変化幅のデータを最低 5 年分集め、小さい方から大きい方へ並べて、データ数の 1% 目もしくは 99% 目の値を変化幅として使用する方法のことです。
アウトライヤー基準	金融機関が保有する金利リスク量が自己資本に対して 20% を超える経済価値の低下が生じる場合にアウトライヤーとし、金融庁や行政等が早期警戒制度の枠組みの中でモニタリングを行います。

◆自己資本の充実度に関する事項

◇信用リスクに対する所要自己資本の額及び区分ごとの内訳

(単位：百万円)

信用リスク・アセット	3年度			4年度		
	エクスポージャーの期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 $b=a \times 4\%$	エクスポージャーの期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 $b=a \times 4\%$
現金	330	0	0	262	0	0
我が国の中央政府及び中央銀行向け	3,195	0	0	3,294	0	0
外国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—	—	—
国際決済銀行等向け	—	—	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	1,113	0	0	1,501	0	0
外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—	—	—	—
国際開発銀行向け	—	—	—	—	—	—
地方公共団体金融機関向け	99	10	1	99	10	1
我が国の政府関係機関向け	405	40	1	405	40	1
地方三公社向け	200	0	0	200	0	0
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	63,634	13,126	525	64,535	12,907	516
法人等向け	523	520	20	437	436	17
中小企業等向け及び個人向け	493	327	13	473	323	12
抵当権付住宅ローン	414	143	5	382	132	5
不動産取得等事業向け	—	—	—	—	—	—
3月以上延滞等	53	48	2	41	46	2
取立未済手形	6	1	0	7	1	0
信用保証協会等保証付	5,238	517	20	5,136	506	20
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—	—	—
共済総貸付	—	—	—	—	—	—
出資等	272	272	11	272	272	11
(うち出資等のエクスポージャー)	272	272	11	272	272	11
(うち重要な出資のエクスポージャー)	—	—	—	—	—	—
上記以外	9,966	15,031	601	10,276	15,359	614
(うち他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー)	—	—	—	—	—	—
(うち農林中央金庫又は農業協同組合連合会の対象普通出資等に係るエクスポージャー)	3,389	8,473	338	3,389	8,473	338
(うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー)	—	—	—	—	—	—
(うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に関するエクスポージャー)	—	—	—	—	—	—
(うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に係る5%基準額を上回る部分に係るエクスポージャー)	—	—	—	—	—	—
(うち上記以外のエクスポージャー)	6,577	6,558	262	6,887	6,886	275
証券化	—	—	—	—	—	—

	(うちSTC要件適用分)	-	-	-	-	-	-
	(うち非STC適用分)	-	-	-	-	-	-
	再証券化	-	-	-	-	-	-
	リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	-	-	-	-	-	-
	(うちルックスルー方式)	-	-	-	-	-	-
	(うちマンドート方式)	-	-	-	-	-	-
	(うち蓋然性方式250%)	-	-	-	-	-	-
	(うち蓋然性方式400%)	-	-	-	-	-	-
	(うちフォールバック方式)	-	-	-	-	-	-
	経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	-	923	36	-	923	36
	他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額(△)	-	1,547	62	-	1,547	62
	標準的手法を適用するエクスポージャー別計	87,948	29,416	1,176	87,328	29,411	1,176
	CVAリスク相当額÷8%	-	-	-	-	-	-
	中央清算機関関連エクスポージャー	-	-	-	-	-	-
	合計(信用リスク・アセットの額)	87,948	29,416	1,176	87,328	29,411	1,176

(注)

1. 「リスク・アセット額」の欄には、信用リスク削減効果適用後のリスク・アセット額を原エクスポージャーの種類ごとに記載しています。
2. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。
3. 「出資等」とは、出資等エクスポージャー、重要な出資のエクスポージャーが該当します。
4. 「経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるもの」とは、土地再評価差額金に係る経過措置によるリスク・アセットの額および調整項目にかかる経過措置によりなお従前の例によるものとしてリスク・アセットの額に算入したものが該当します。
5. 「上記以外」には、未決済取引・その他の資産(固定資産等)・間接清算参加者向け・信用リスク削減手法として用いる保証またはクレジット・デリバティブの免責額が含まれます。

◇オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額及び基礎的手法の額

(単位:百万円)

3年度		4年度	
オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額	所要自己資本額 $b = a \times 4\%$	オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額	所要自己資本額 $b = a \times 4\%$
a		a	
3,635	145	3,611	144

(注)

1. オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたって、当JAでは基礎的手法を採用していません。

<オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額の算出方法(基礎的手法)>

$$\frac{\text{粗利益(直近3年間のうち正の値の合計額)} \times 15\%}{\text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}} \div 8\%$$

◇所要自己資本額

(単位:百万円)

3年度		4年度	
リスク・アセット等 (分母) 合計 a	所要自己資本額 b=a×4%	リスク・アセット等 (分母) 合計 a	所要自己資本額 b=a×4%
33,051	1,322	33,023	1,321

◆信用リスクに関する事項

◇標準的手法に関する事項

当組合では自己資本比率算出にかかる信用リスク・アセット額は告示に定める標準的手法により算出しています。また、信用リスク・アセットの算出にあたって、リスク・ウェイトの判定に当たり使用する格付等の次のとおりです。

(ア) リスク・ウェイトの判定に当たり使用する格付けは、以下の適格格付機関による依頼格付けのみ使用し、非依頼格付は使用しないこととしています。

適 格 格 付 機 関
株式会社格付投資情報センター(R&I)
株式会社日本格付研究所(JCR)
ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク(Moody's)
S&Pグローバル・レーティング(S&P)
フィッチレーティングスリミテッド(Fitch)

(イ) リスク・ウェイトの判定に当たり使用する適格格付機関の格付またはカントリー・リスク・スコアは、以下のとおりです。

エクスポージャー	適 格 格 付 機 関	カントリー・リスク・スコア
金融機関向けエクスポージャー		日本貿易保険
法人等向けエクスポージャー (長期)	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	
法人等向けエクスポージャー (短期)	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	

◇信用リスクに関するエクスポージャーの期末残高及び主な種類別の内訳

(単位:百万円)

	3年度			4年度		
	信用リスクに関するエクスポージャーの残高			信用リスクに関するエクスポージャーの残高		
		うち貸出金等	うち債券		うち貸出金等	うち債券
信用リスク 期末残高	87,948	8,854	4,901	87,328	8,532	5,501
信用リスク 平均残高	77,177	9,148	4,726	80,086	8,782	5,316

(注)

- 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く）及びオフ・バランス取引の与信相当額を含みます。

◇信用リスクに関するエクスポージャーの地域別の期末残高及び主な種類別の内訳

(単位：百万円)

	3年度			4年度		
	信用リスクに関するエクスポージャーの残高			信用リスクに関するエクスポージャーの残高		
		うち貸出金等	うち債券		うち貸出金等	うち債券
国内	87,948	8,854	4,901	87,328	8,532	5,501
国外	0	0	0	0	0	0
合計	87,948	8,854	4,901	87,328	8,532	5,501

(注)

1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く）及びオフ・バランス取引の与信相当額を含みます。

◇信用リスクに関するエクスポージャーの業種別の期末残高及び主な種類別の内訳

(単位：百万円)

	3年度			3年度			
	信用リスクに関するエクスポージャーの残高			信用リスクに関するエクスポージャーの残高			
		うち貸出金等	うち債券		うち貸出金等	うち債券	
法人	農業	107	107	0	362	362	0
	林業	0	0	0	0	0	0
	水産業	0	0	0	0	0	0
	製造業	0	0	0	0	0	0
	鉱業	0	0	0	0	0	0
	建設・不動産業	100	0	100	100	0	100
	電気・ガス・熱供給・水道業	0	0	0	0	0	0
	運輸・通信業	506	0	506	505	0	505
	金融・保険業	69,130	1,031	99	68,031	1,031	99
	卸売・小売・飲食・サービス業	17	3	0	18	4	0
	日本国政府・地方公共団体	4,605	408	4,196	4,801	5	4,796
	その他	272	14	0	266	8	0
	個人	7,228	7,195	0	7,155	7,121	0
その他	5,980	92	0	6,086	0	0	
合計	87,948	8,854	4,901	87,328	8,532	5,501	

(注)

1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く）及びオフ・バランス取引の与信相当額を含みます。
2. 「その他」には、ファンドのうち個々の資産の把握が困難な資産や固定資産等が該当します。

◇信用リスクに関するエクスポージャーの残存期間別の期末残高及び主な種類別の内訳

(単位：百万円)

	3年度			4年度		
	信用リスクに関するエクスポージャーの残高			信用リスクに関するエクスポージャーの残高		
		うち貸出金等	うち債券		うち貸出金等	うち債券
1年以下	65,967	332	0	65,927	1,192	400
1年超3年以下	1,881	1,381	500	644	344	100
3年超5年以下	935	835	100	878	778	100
5年超7年以下	747	547	200	917	617	300
7年超10年以下	2,268	664	1,604	2,501	598	1,903
10年超	7,396	4,898	2,498	7,613	4,916	2,697
期限の定めのないもの	8,750	193	0	8,844	86	0
合計	87,948	8,854	4,901	87,328	8,532	5,501

(注)

1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く）及びオフ・バランス取引の与信相当額を含みます。

◇三月以上延滞エクスポージャーの期末残高の地域別の内訳

(単位：百万円)

	3年度	4年度
国内	53	41
国外	0	0
合計	53	41

(注)

1. 「三月以上延滞エクスポージャー」には、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞しているエクスポージャーをいいます。

◇三月以上延滞エクスポージャーの期末残高の業種別の内訳

(単位：百万円)

		3年度	4年度
法人	農業	0	0
	林業	0	0
	水産業	0	0
	製造業	0	0
	鉱業	0	0
	建設・不動産業	0	0
	電気・ガス・熱供給・水道業	0	0
	運輸・通信業	0	0
	金融・保険業	0	0
	卸売・小売・飲食・サービス業	0	0
	日本国政府・地方公共団体	0	0
	その他	0	0
	個人		53
合計		53	41

(注)

1. 「三月以上延滞エクスポージャー」には、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞しているエクスポージャーをいいます。

◇貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位：百万円)

区 分	3 年 度					4 年 度				
	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高
			目的使用	その他				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	6	8	—	6	8	8	5	—	8	5
個別貸倒引当金	26	16	0	26	16	16	8	1	14	8
国内	26	16	0	26	16	16	8	0	16	8
国外	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
法										
農業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
林業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
水産業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
製造業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
鉱業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
建設・不動産業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
電気・ガス・熱供給・水道業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
人										
運輸・通信業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
金融・保険業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
卸売・小売・飲食・サービス業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
日本国政府・地方公共団体	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
個人	26	16	0	26	16	16	8	0	16	8

◇貸出金償却の額

(単位：百万円)

項目		3年度	4年度
法人	農業	0	0
	林業	0	0
	水産業	0	0
	製造業	0	0
	鉱業	0	0
	建設・不動産業	0	0
	電気・ガス・熱供給・水道業	0	0
	運輸・通信業	0	0
	金融・保険業	0	0
	卸売・小売・飲食・サービス業	0	0
	日本国政府・地方公共団体	0	0
	その他	0	0
	個人	0	0
	合計	0	0

◇信用リスク削減効果勘案後の残高及びリスク・ウェイト 1250%を適用する残高

(単位：百万円)

		3年度			4年度		
		格付あり	格付なし	計	格付あり	格付なし	計
信用リスク削減効果勘案後残高	リスク・ウェイト 0%	0	4,986	4,986	0	5,380	5,380
	リスク・ウェイト 2%	0	0	0	0	0	0
	リスク・ウェイト 4%	0	0	0	0	0	0
	リスク・ウェイト 10%	0	5,680	5,680	0	5,569	5,569
	リスク・ウェイト 20%	0	65,644	65,644	0	64,544	64,544
	リスク・ウェイト 35%	0	410	410	0	379	379
	リスク・ウェイト 50%	0	15	15	0	3	3
	リスク・ウェイト 75%	0	436	436	0	431	431
	リスク・ウェイト 100%	0	9,319	9,319	0	9,558	9,558
	リスク・ウェイト 150%	0	24	24	0	26	26
	リスク・ウェイト 250%	0	2,358	2,358	0	2,358	2,358
	その他	0	0	0	0	0	0
リスク・ウェイト 1250%		—	0	0	—	0	0
合計		—	88,872	88,872	—	88,251	88,251

(注)

1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。
2. 経過措置によってリスク・ウェイトを変更したエクスポージャーについては、経過措置適用後のリスク・ウェイトによって集計しています。また、経過措置によってリスク・アセットを算入したものについても集計の対象としています。
3. 1250%には、非同時決済取引に係るもの、信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額に係るもの、重要な出資に係るエクスポージャーなどリスク・ウェイト 1250%を適用したエクスポージャーがあります。

◆信用リスク削減手法に関する事項

◇ 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要

「信用リスク削減手法」とは、自己資本比率算出における信用リスク・アセット額の算出において、エクスポージャーに対して一定の要件を満たす担保や保証等が設定されている場合に、エクスポージャーのリスク・ウェイトに代えて、担保や保証人に対するリスク・ウェイトを適用するなど信用リスク・アセット額を軽減する方法です。

当JAでは、信用リスク削減手法を「自己資本比率算出要領」にて定めています。

信用リスク削減手法として、「適格金融資産担保」、「保証」、「貸出金と自組合貯金の相殺」を適用しています。

適格金融資産担保付取引とは、エクスポージャーの信用リスクの全部または一部が、取引相手または取引相手のために第三者が提供する適格金融資産担保によって削減されている取引をいいます。当JAでは、適格金融資産担保取引について信用リスク削減手法の簡便手法を用いています。

保証については、被保証債権の債務者よりも低いリスク・ウェイトが適用される中央政府等、本邦地方公共団体、本邦政府関係機関、外国の中央政府以外の公共部門、国際開発銀行、及び金融機関または第一種金融商品取引業者、これら以外の主体で長期格付を付与しているものを適格保証人とし、エクスポージャーのうち適格保証人に保証された被保証部分について、被保証債権のリスク・ウェイトに代えて、保証人のリスク・ウェイトを適用しています。

貸出金と自組合貯金の相殺については、①取引相手の債務超過、破産手続開始の決定その他これらに類する事由にかかわらず、貸出金と自組合貯金の相殺が法的に有効であることを示す十分な根拠を有していること、②同一の取引相手との間で相殺契約下にある貸出金と自組合貯金をいずれの時点においても特定することができること、③自組合貯金が継続されないリスクが監視及び管理されていること、④貸出金と自組合貯金の相殺後の額が、監視および管理されていること、の条件をすべて満たす場合に、相殺契約下にある貸出金と自組合貯金の相殺後の額を信用リスク削減手法適用後のエクスポージャー額としています。

担保に関する評価及び管理方針は、一定のルールのもと定期的に担保確認及び評価の見直しを行っています。なお、主要な担保の種類は自組合貯金です。

◇ 信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャーの額

(単位：百万円)

区 分	3 年度			4 年度		
	適格金融 資産担保	保証	クレジット ・デリバ ティブ	適格金融 資産担保	保証	クレジット ・デリバ ティブ
地方公共団体金融機構向け	0	0	0	0	0	0
我が国の政府関係機関向け	0	0	0	0	0	0
地方三公社向け	0	200	0	0	200	0
金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け	0	0	0	0	0	0
法人等向け	0	0	0	0	0	0
中小企業等及び個人向け	7	2	0	3	1	0
抵当権住宅ローン	0	0	0	0	0	0
不動産取得等事業向け	0	0	0	0	0	0
三月以上延滞等	0	0	0	0	0	0
証券化	0	0	0	0	0	0
中央清算機関関連	0	0	0	0	0	0
上記以外	18	0	0	0	0	0
合計	25	202	0	3	201	0

(注)

1. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。
2. 「上記以外」には、現金・外国の中央政府及び中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・その他の資産（固定資産等）が含まれます。

◆派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

該当する取引はありません。

◆証券化エクスポージャーに関する事項

該当する取引はありません。

◆出資その他これに類するエクスポージャーに関する事項

◇出資その他これに類するエクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要

「出資その他これに類するエクスポージャー」とは貸借対照表上の有価証券勘定及び外部出資勘定の株式又は出資として計上されているものであり、当組合においては、これらを①子会社および関連会社株式、②その他有価証券、③系統および系統外出資に区分して管理しています。

①子会社および関連会社については、経営上も密接な連携を図ることにより、当組合の事業のより効率的運営を目的として、株式を保有しています。これらの会社の経営については毎期の決算書類の分析の他、毎月定期的な連絡会議を行う等適切な業況把握に努めています。

②その他の有価証券については中長期的な運用目的で保有するものであり、適切な市場リスクの把握およびコントロールに努めています。具体的には、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及びポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会で運用方針を定めるとともに経営層で構成する運用会議を定期的開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は理事会で決定した運用方針及び運用会議で決定された取引方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引については企画管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

③系統出資については、会員としての総会等への参画を通じた経営概況の監督に加え、日常的な協議を通じた連合会等の財務健全化を求めており、系統外出資についても同様の対応を行っています。

なお、これらの出資その他これに類するエクスポージャーの評価等については、①子会社および関連会社については、取得原価を記載し、②その他有価証券については時価評価を行った上で、取得原価との評価差額については、「その他有価証券評価差額金」として純資産の部に計上しています。③系統および系統外出資については、取得原価を記載し、毀損の状況に応じて外部出資等損失引当金を設定しています。また、評価等重要な会計方針の変更等があれば、注記表にその旨記載することとしています。

◇出資その他これに類するエクスポージャーの貸借対照表計上額及び時価

(単位：百万円)

	3年度		4年度	
	貸借対照表計上額	時価評価額	貸借対照表計上額	時価評価額
上場	0	0	0	0
非上場	2,629	2,629	2,629	2,629
合計	2,629	2,629	2,629	2,629

(注)「時価評価額」は、時価のあるものは時価、時価のないものは貸借対照表計上額の合計額です。

◇出資その他これに類するエクスポージャーの売却及び償却に伴う損益

(単位：百万円)

	3年度			4年度		
	売却益	売却損	償却額	売却益	売却損	償却額
上場	0	0	0	0	0	0
非上場	0	0	0	0	0	0
合計	0	0	0	0	0	0

◇貸借対照表で認識され損益計算書で認識されない評価損益の額（その他有価証券の評価損益等）
（単位：百万円）

	3年度		4年度	
	評価益	評価損	評価益	評価損
上場	0	0	0	0
非上場	0	0	0	0
合計	0	0	0	0

◇貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額（子会社・関係会社株式の評価損益等）
（単位：百万円）

	3年度		4年度	
	評価益	評価損	評価益	評価損
上場	—	—	—	—
非上場	—	—	—	—
合計	—	—	—	—

◆リスクウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

該当する取引はありません。

◆金利リスクに関する事項

◇金利リスクの算定手法の概要

金利リスクは、金融機関の保有する資産・負債のうち、市場金利に影響を受けるもの（例えば、貸出金、有価証券、貯金等）が、金利の変動により発生するリスク量を見るものです。

◇リスク管理の方針および手続の概要

- ・リスク管理および計測の対象とする金利リスクの考え方および範囲に関する説明
当JAでは、金利リスクを重要なリスクの一つとして認識し、適切な管理体制のもとで他の市場リスクと一体的に管理をしています。金利リスクのうち銀行勘定の金利リスク(IRRBB)については、個別の管理指標の設定やモニタリング体制の整備などにより厳正な管理に努めています。
- ・リスク管理およびリスクの削減の方針に関する説明
当JAは、リスク管理委員会のもと、自己資本に対するIRRBBの比率の管理や収支シミュレーションの分析などを行いリスク削減に努めています。
- ・金利リスク計測の頻度
毎月末を基準日として、月次でIRRBBを計測しています。
- ・ヘッジ等金利リスクの削減手法に関する説明
特段ありません。

◇金利リスクの算定手法の概要

当JAでは、経済価値ベースの金利リスク量($\Delta E V E$)については、金利感応ポジションにかかる基準日時点のイールドカーブに基づき計算されたネット現在価値と、標準的な金利ショックを与えたイールドカーブに基づき計算されたネット現在価値の差により算出しており、金利ショックの幅は、上方パラレルシフト、下方パラレルシフト、スティーブ化の3シナリオによる金利ショック(通貨ごとに異なるショック幅)を適用しております。

- ・流動性貯金に割り当てられた金利改定の平均満期
要求払貯金の金利リスク量は、明確な金利改定間隔がなく、貯金者の要求によって随時払い出される要求払貯金のうち、引き出されることなく長期間金融機関に滞留する貯金をコア貯金と定義し、当組合では、普通貯金等の額の50%相当額を0~5年の期間に均等に振り分けて(平均残存2.5年)リスク量を算定しています。
流動性貯金に割り当てられた金利改定の平均満期は0.003年です。
- ・流動性貯金に割り当てられた最長の金利改定満期
流動性に割り当てられた最長の金利改定満期は5年です。
- ・流動性貯金への満期の割り当て方法(コア貯金モデル等)およびその前提
流動性貯金への満期の割り当て方法については、金融庁が定める保守的な前提を採用しています。
- ・固定金利貸出の期限前返済や定期貯金の早期解約に関する前提
固定金利貸出の期限前返済や定期貯金の早期解約について考慮していません。
- ・複数の通貨の集計方法およびその前提
通貨別に算出した金利リスクの正値を合算しています。通貨間の相関等は考慮していません。
- ・スプレッドに関する前提(計算にあたって割引金利やキャッシュ・フローに含めるかどうか)
一定の前提を置いたスプレッドを考慮してキャッシュ・フローを展開しています。なお、当該スプレッドは金利変動ショックの設定上は不変としています。
- ・内部モデルの使用等、 $\Delta E V E$ および $\Delta N I I$ に重大な影響を及ぼすその他の前提
内部モデルは使用していません。
- ・前事業年度末の開示からの変動に関する説明
特段ありません。
- ・計測値の解釈や重要性に関するその他の説明
該当ありません。

◇ $\Delta E V E$ および $\Delta N I I$ 以外の金利リスクを計測している場合における、当該金利リスクに関する事項

・金利ショックに関する説明

リスク資本配賦管理としてVaRで計測する市場リスク量を算定しています。

- ・金利リスク計測の前提およびその意味(特に、農協法自己資本開示告示に基づく定量的開示の対象となる $\Delta E V E$ および $\Delta N I I$ と大きく異なる点
特段ありません。

◇金利リスクに関する事項

(単位：百万円)

IRRBB 1 : 金利リスク					
項番		$\Delta E V E$		$\Delta N I I$	
		当期末	前期末	当期末	前期末
1	上方パラレルシフト	302	299	29	51
2	下方パラレルシフト	0	0	4	0
3	スティープ化	436	434		
4	フラット化	0	0		
5	短期金利上昇	0	0		
6	短期金利低下	30	0		
7	最大値	436	434	29	51
		当期末		前期末	
8	自己資本の額	5,541		5,362	

VIII. 直近 2 事業年度における事業の実績

1. 信用事業

◆貯金に関する指標

①科目別貯金平均残高

(単位：百万円)

種類	3年度	4年度	増減
流動性貯金	37,574 (49.9)	39,281 (50.4)	1,707
定期性貯金	37,660 (50.0)	38,494 (49.4)	833
その他の貯金	17 (0.1)	17 (0.1)	0
小計	75,251 (100.0)	77,792 (100.0)	2,541
譲渡性貯金	0 (0.0)	0 (0.0)	0
合計	75,251 (100.0)	77,792 (100.0)	2,541

注) 1. 流動性貯金＝当座貯金＋普通貯金＋貯蓄貯金＋通知貯金

2. 定期性貯金＝定期貯金＋定期積金

3. () 内は構成比です

②定期貯金残高

(単位：百万円)

種類	3年度	4年度	増減
定期貯金	35,571 (97.9)	35,828 (97.9)	256
うち固定自由金利定期	35,570 (99.9)	35,826 (99.9)	256
うち変動自由金利定期	1 (0.1)	2 (0.1)	0
定期積金	761 (2.1)	739 (2.0)	△21

注) 1. 固定自由金利定期：預入時に満期日までの利率が確定する自由金利定期貯金

2. 変動自由金利定期：預入期間中の市場金利の変化に応じて金利が変動する自由金利定期貯金

3. () 内は構成比です。

◆貸出金に関する指標

①科目別貸出金平均残高

(単位：百万円)

種類	3年度	4年度	増減
手形貸付	131	121	△10
証書貸付	8,941	8,595	△346
当座貸越	75	64	△10
合計	9,147	8,781	△365

②貸出金の金利条件別内訳残高

(単位：百万円)

種類	3年度	4年度	増減
固定金利貸出	7,134 (80.6)	6,872 (80.0)	△262
変動金利貸出	1,716 (19.4)	1,710 (20.0)	△6
合計	8,850 (100.0)	8,584 (100.0)	△266

注) () 内は構成比です。

③貸出金の担保別内訳残高

(単位：百万円)

種類	3年度	4年度	増減
貯金・定期積金等	63	31	17
有価証券	0	0	0
動産	0	0	0
不動産	0	0	0
その他担保物	4	3	△1
小計	67	34	△32
農業信用基金協会保証	5,238	5,167	△69
その他保証	759	789	△30
小計	5,997	5,956	△40
信用	2,786	2,592	△192
合計	8,850	8,584	△266

④債務保証見返額の担保別内訳残高

(単位：百万円)

種類	3年度	4年度	増減
貯金・定期積金等	0	0	0
有価証券	0	0	0
動産	0	0	0
不動産	0	0	0
その他担保物	0	0	0
小計	0	0	0
信用	0	0	0
合計	0	0	0

⑤貸出金の使途別内訳残高

(単位：百万円)

種類	3年度	4年度	増減
設備資金	7,751 (87.5)	7,488 (87.2)	△263
運転資金	1,099 (12.5)	1,096 (12.8)	△3
合計	8,850 (100.0)	8,584 (100.0)	△266

⑥貸出金の業種別残高

(単位：百万円)

種類	3年度	4年度	増減
農業	1,967 (22.3)	1,994 (23.2)	27
林業	0 (0.0)	0 (0.0)	0
水産業	408 (4.6)	432 (5.0)	23
製造業	731 (8.3)	663 (7.7)	△67
鉱業	8 (0.1)	3 (0.1)	△5
建設業	552 (6.3)	524 (6.1)	△28
不動産業	23 (0.2)	26 (0.3)	2
電気・ガス・熱供給・水道業	70 (0.7)	65 (0.7)	△4
運輸・通信業	204 (2.3)	217 (2.5)	13
卸売・小売・飲食業	121 (1.3)	108 (1.2)	△12
サービス業	872 (9.9)	880 (10.1)	7
金融・保険業	1,134 (12.9)	1,128 (13.1)	△5
地方公共団体	112 (1.2)	0 (0.0)	△112
その他	2,641 (29.9)	2,538 (29.5)	△103
合計	8,850 (100.0)	8,584 (100.0)	△266

注) () 内は構成比(貸出金全体に対する割合)です。

⑦主要な農業関係の貸出金残高

(ア) 営農類型別

(単位:百万円)

種 類	3 年度	4 年度	増 減
農 業	0	0	0
穀 作	0	0	0
野菜・園芸	0	0	0
果樹・樹園農業	0	0	0
工 芸 作 物	0	0	0
養豚・肉牛・酪農	0	0	0
養鶏・養卵	0	0	0
養 蚕	0	0	0
その他農業	1,967	1,994	27
農業関連団体等	—	—	—
合 計	1,967	1,994	27

(注) 1. 農業関係の貸出金とは、農業者、農業法人および農業関連団体等に対する農業生産・農業経営に必要な資金や、農産物の生産・加工・流通に係る事業に必要な資金等が該当します。

なお、上記⑥の貸出金の業種残高の「農業」は、農業者や農業法人等に対する貸出金の残高です。

2. 「その他農業」には、複合経営で主たる業種が明確に位置づけられない者、農業サービス業、農業所得が従となる農業者が含まれます。

3. 「農業関連団体等」には、JAや全農(経済連)の子会社等が含まれています。

(イ) 資金種類別

〔貸出金〕

(単位:百万円)

種 類	3 年度	4 年度	増 減
プロパー資金	—	—	—
農業制度資金	—	—	—
農業近代化資金	258	286	27
その他制度資金	—	—	—
合 計	258	286	27

(注) 1. プロパー資金とは、当組合原資の資金を融通しているもののうち、制度資金以外のものをいいます。

2. 農業制度資金には、①地方公共団体が直接的または間接的に融資するもの、②地方公共団体が利子補給等を行うことでJAが低利で融資するもの、③日本政策金融公庫が直接融資するものがあり、ここでは②のみを対象としています。

3. その他制度資金には、農業経営改善促進資金(スーパーS資金)や農業経営負担軽減支援資金などが該当します。

〔受託貸付金〕

(単位:百万円)

種 類	3 年度	4 年度	増 減
日本政策金融公庫資金	5	4	△1
その他	—	—	—
合 計	5	4	△1

(注) 1. 日本政策金融公庫資金は、農業(旧農林漁業金融公庫)にかかる資金をいいます。

⑧農協法に基づく開示債権の状況及び金融再生法開示債権区分に基づく債権の保全状況（法定）

（単位：千円又は百万円）

債権区分		債権額	保全額				
			担保	保証	引当	合計	
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	3年度	21	15	5	1	21	
	4年度	15	12	3	0	15	
危険債権	3年度	11	7	0	0	7	
	4年度	9	7	0	0	7	
要管理債権	3年度	0	0	0	0	0	
	4年度	0	0	0	0	0	
	三月以上延滞債権	3年度	0	0	0	0	0
		4年度	0	0	0	0	0
	貸出条件緩和債権	3年度	0	0	0	0	0
		4年度	0	0	0	0	0
小計	3年度	32	22	5	1	28	
	4年度	24	19	3	0	22	
正常債権	3年度	8,826					
	4年度	8,567					
合計	3年度	8,858					
	4年度	8,591					

（注） 1. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいいます。

2. 危険債権

債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいいます。

3. 要管理債権

4. 「三月以上延滞債権」に該当する貸出金と5. 「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金の合計額をいいます。

4. 三月以上延滞債権

元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権及び危険債権に該当しないものをいいます。

5. 貸出条件緩和債権

債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権及び三月以上延滞債権に該当しないものをいいます。

6. 正常債権

債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記に掲げる債権以外のものに区分される債権をいいます。

⑨元本補てん契約のある信託に係る農協法に基づく開示債権の状況

該当する取引はありません。

⑩貸倒引当金の期末残高および期中の増減額

(単位：百万円)

区分	2年度					3年度				
	期首 残高	期中 増加高	期中減少高		期末 残高	期首 残高	期中 増加高	期中減少高		期末 残高
			目的 使用	その他				目的 使用	その他	
一般貸倒引当金	7	8		7	8	8	5		8	5
個別貸倒引当金	26	16	1	26	16	16	8	1	14	8
合計	33	24	1	33	24	24	13	1	22	13

⑪貸出金償却の額

(単位：百万円)

	3年度	4年度	増減
貸出金償却額	0	0	0

注) 上記の貸出金償却額は売却損を含んでいます。

◆為替

①内国為替取扱実績

(単位：件、百万円)

種類		3年度		4年度	
		仕向	被仕向	仕向	被仕向
送金・振込為替	件数	8,694	83,819	8,564	80,662
	金額	19,600	31,309	15,869	24,326
代金取立為替	件数	—	—	—	—
	金額	—	—	—	—
雑為替	件数	213	46	200	52
	金額	31	5	14	21
合計	件数	8,907	83,865	8,764	80,714
	金額	19,631	31,314	15,883	24,347

◆有価証券に関する指標

①種類別有価証券平均残高

(単位：百万円)

	3年度	4年度	増減
国債	3,190	3,269	79
地方債	832	1,342	510
政府保証債	0	0	0
金融債	0	0	0
短期社債	0	0	0
公社公団債	704	703	△1
株式	0	0	0
受益証券	0	0	0
合計	4,726	5,315	589

注) 貸付有価証券は有価証券の種類ごとに区分して記載しています。

②商品有価証券種類別平均残高

該当する取引はありません。

③有価証券残存期間別残高

(単位：百万円)

種類	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	期間の定 めのない もの	合計
3年度								
国債	0	500	100	200	1,300	1,100	0	3,200
地方債	0	0	0	0	100	900	0	1,000
政府保証債	0	0	0	0	0	0	0	0
金融債	0	0	0	0	0	0	0	0
短期社債	0	0	0	0	0	0	0	0
公社公団債	0	0	0	0	200	500	0	700
株式	0	0	0	0	0	0	0	0
受益証券	0	0	0	0	0	0	0	0
投資証券	0	0	0	0	0	0	0	0
4年度								
国債	400	100	100	200	1,700	800	0	3,300
地方債	0	0	0	100	1,400	0	0	1,500
政府保証債	0	0	0	0	0	0	0	0
金融債	0	0	0	0	0	0	0	0
短期社債	0	0	0	0	0	0	0	0
公社公団債	0	0	0	0	200	500	0	700
株式	0	0	0	0	0	0	0	0
受益証券	0	0	0	0	0	0	0	0
投資証券	0	0	0	0	0	0	0	0

◆有価証券の時価情報等

①有価証券の時価情報

[売買目的有価証券]

該当する取引はありません。

[満期保有目的の債券]

該当する取引はありません。

【その他有価証券】

(単位：百万円)

	種 類	3年度			4年度		
		貸借対照表計上額	取得原価 又は償却原価	差 額	貸借対照表計上額	取得原価 又は償却原価	差 額
貸借対照表 計上額が取 得原価又は 償却原価を 超えるもの	株式	—	—	—	—	—	—
	債券	—	—	—	—	—	—
	国債	3,328	2,991	337	2,694	2,958	263
	地方債	770	700	70	699	741	42
	短期社債	—	—	—	—	—	—
	公社公団債	541	503	38	302	327	24
	その他の証券	—	—	—	—	—	—
	合 計	4,639	4,194	445	3,697	4,027	330

②金銭の信託の時価情報

該当する取引はありません。

③デリバティブ取引等

(金融先物取引等、金融等デリバティブ取引、有価証券関連店頭デリバティブ取引)

該当する取引はありません。

2. 共済事業

①長期共済新契約高・長期共済保有高

(単位：百万円)

種類	3年度		4年度		
	新契約高	保有高	新契約高	保有高	
生命系	終身共済	3,145	51,085	2,651	47,870
	定期生命共済	430	824	3	745
	養老生命共済	334	19,237	283	16,497
	うちこども共済	100	6,643	94	6,157
	医療共済	10	643	33	567
	がん共済	—	162	—	158
	定期医療共済	—	201	12	566
	介護共済	171	557	—	180
	年金共済	—	—	—	—
建物更生共済	8,486	109,686	7,098	107,259	
合 計	12,576	182,395	10,082	173,846	

(注)「種類」欄は主たる共済種類ごとに記載し、金額は当該共済種類ごとに補償金額(生命系共済は死亡保障の金額(付加された定期特約金額を含む))を記載しています。

②医療系共済の共済金額保有高

(単位：百万円)

種類	3年度		4年度	
	新契約高	保有高	新契約高	保有高
医療共済	—	25	—	23
がん共済	1	3	1	3
定期医療共済	—	1	—	1
合計	1	29	1	27

(注)「種類」欄は主たる共済種類ごとに記載し、金額は当該共済種類ごとに共済金額を記載しています。なお、同一の共済種類に主たる共済金額が複数ある場合は、新たに欄を追加して記載するとともに、共済種類ごとの合計欄を記載しています。

③介護系その他の共済の共済金額保有高

(単位：百万円)

種類	3年度		4年度	
	新契約高	保有高	新契約高	保有高
介護共済	245	764	38	796
認知症共済	—	—	171	171
生活障害共済（一時金型）	91	148	96	244
生活障害共済（定期年金型）	11	24	2	24
特定重度疾病共済	244	818	143	636

(注)「種類」欄は主たる共済種類ごとに記載し、金額は当該共済種類ごとに共済金額を記載しています。

④年金共済の年金保有高

(単位：百万円)

種類	3年度		4年度	
	新契約高	保有高	新契約高	保有高
年金開始前	162	1,707	143	1,600
年金開始後	—	421	—	406
合計	162	2,128	143	2,006

(注)金額は、年金年額を記載しています。

⑤短期共済新契約高

(単位：百万円)

種類	3年度		4年度	
	金額	掛金	金額	掛金
火災共済	2,967	3	3,001	3
自動車共済		251		246
傷害共済	3,323	10	5,623	10
賠償責任共済		1		1
自賠責共済		62		65
合計		327		324

(注)「種類」欄は主たる共済種類ごとに記載し、金額は当該共済種類ごとに保障金額（死亡保障又は火災保障を伴わない共済の金額欄は斜線。）を記載しています。

IX. 直近 2 事業年度における事業の状況を示す指標

1. 利益率

(単位：%)

項目	3年度	4年度	増減
総資産経常利益率	0.30	0.31	0.01
資本経常利益率	4.79	5.00	0.21
総資産当期純利益率	0.15	0.26	0.11
資本当期純利益率	2.38	4.14	1.76

- 注) 1. 総資産経常利益率＝経常利益／総資産（債務保証見返を除く）平均残高×100
 2. 資本経常利益率＝経常利益／純資産勘定平均残高×100
 3. 総資産当期純利益率＝当期剰余金（税引後）／総資産（債務保証見返を除く）平均残高
 ×100
 4. 資本当期純利益率＝当期剰余金（税引後）／純資産勘定平均残高×100

2. 貯貸率・貯証率

(単位：%)

区分		3年度	4年度	増減
貯貸率	期末	11.1	10.8	△0.3
	期中平均	12.2	11.3	△0.9
貯証率	期末	6.7	7.2	0.5
	期中平均	6.3	6.8	△0.5

- 注 1. 貯貸率（期末）＝貸出金残高／貯金残高×100
 2. 貯貸率（期中平均）＝貸出金平均残高／貯金平均残高×100
 3. 貯証率（期末）＝有価証券残高／貯金残高×100
 4. 貯証率（期中平均）＝有価証券平均残高／貯金平均残高×100



柳川農業協同組合

〒832-0058

福岡県柳川市上宮永町425番地1

TEL0944 (73) 6312 FAX0944 (72) 5189